

**～資料編～**  
**(税務WG)**



# 目 次

<b>広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会規約</b>		1
<b>広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会 検討ワーキンググループ運営要領</b>		2
<b>税務ワーキンググループ討議概要</b>	<b>第1回検討会議（H22. 12. 22）</b>	3
	<b>第2回検討会議（H23. 1. 20）</b>	6
	<b>第3回検討会議（H23. 3. 3）</b>	9
	<b>第4回検討会議（H23. 3. 24）</b>	13
	<b>第5回検討会議（H23. 4. 28）</b>	17
	<b>第6回検討会議（H23. 9. 12）</b>	18
	<b>参考：他府県の取組動向等</b>	19
<b>税務ワーキンググループの主要論点・検討状況</b>		32

# 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会規約

## (目的)

第1条 人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、市町村を取り巻く行財政が厳しさを増す中、市町村が地域の総合的な行政主体として、今後も住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、多様な手法により地域づくりを進めていくことが重要であるとの認識のもと、北海道市長会（以下「市長会」という。）、北海道町村会（以下「町村会」という。）及び北海道が連携・協働し、地域が抱える様々な課題に対処し、地域活性化を図ることを目的として、「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（以下「連携検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 連携検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討等を行う。

- (1) 具体的な連携の実現に向けた課題への対応、地域へのアドバイス、支援策に関すること
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

## (組織)

第3条 連携検討会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 市長会参事
- (2) 町村会政務部長
- (3) 道総合政策部地域主権局参事
- (4) その他、連携検討会の運営に必要と認める者
  - 2 連携検討会に代表を置くこととし、道総合政策部地域主権局参事をもって充てる。
  - 3 代表は、会務を総理し、連携検討会を代表する。

## (会議)

第4条 連携検討会は、代表が招集し、開催する。

- 2 連携検討会は、必要に応じ、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

## (検討ワーキンググループ)

第5条 連携検討会にテーマを特定した検討ワーキンググループ(以下「検討WG」という。)を置くことができる。

- 2 検討WGのメンバーは、連携検討会が市長会、町村会及び道からの推薦に基づき指名する。
- 3 検討WGは、テーマに関して幅広い視点から専門的に調査検討を行うこととする。
- 4 検討WGには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 連携検討会及び検討WGに係る庶務は、市長会、町村会及び道総合政策部地域主権局が協働して処理する。

## (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連携検討会等の運営に関し必要な事項は連携検討会構成員が協議することとする。

## 附則

この規約は、平成22年10月12日から施行する。

## 附則

この規約は、平成22年12月7日から施行する。

# 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会 検討ワーキンググループ運営要領

## 第1 趣 旨

市町村等が広域的な連携による地域づくりを主体的に進めることができるよう、市町村からの要望を踏まえた具体的テーマに即し、市町村職員と道職員が協働して調査検討を行うため、広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（以下「連携検討会」という。）規約第5条の規定により設置する検討ワーキンググループ（以下「検討WG」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 検討WG

- 1 設置する検討WGは、道、市長会及び町村会の三者の合意により、テーマを特定し、設置する。
- 2 検討WGのテーマについては、随時、拡充・追加を行うこととする。

## 第3 所掌事項

- 1 各テーマに応じた幅広い視点からの専門的な調査検討
- 2 その他必要と認める事項

## 第4 構 成

- 1 検討WGは、道、市長会及び町村会からの推薦に基づき指名された市町村職員及び北海道職員により構成する。
- 2 検討WGの任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

## 第5 運 営

- 1 各検討WGは、連携検討会代表が招集する。
- 2 各検討WGは、会議形式による討議のほか、電子メールを活用するなど、効率的な運営を行うものとする。
- 3 各検討WGは、必要に応じ、道内市町村や他府県の先進的事例を調査するため、現地調査を行うことができる。
- 4 連携検討会代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 各検討WGにおいて、調査検討した事項については、各構成員が役割分担して、報告書を取りまとめ、連携検討会に報告する。

## 第6 庶 務

各検討WGの庶務は、道総合政策部地域主権局、北海道市長会及び北海道町村会が協働して行う。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、各検討WGの開催に必要な事項は、連携検討会で協議の上、決定する。

（附 則） この要領は、平成22年10月21日から施行する。

（附 則） この要領は、平成22年12月21日から施行する。

# 「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」

## 税務ワーキンググループ 第1回検討会議 (H22.12.22) 討議概要

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (後志総合振興局(仁木町)) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 永井 健一 (税務課) 後藤 和正 (税務課) 住谷 忠彦 (市町村課)

区 分	内 容
<b>検討作業の進め方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討ワーキングの任期は1年以内であるが、平成23年6月頃を目処として、検討成果の取りまとめを行う。</li> <li>・ 会議開催のほか、電子メールを活用し、効率的な検討を行う。</li> <li>・ 必要に応じて、道外の先進的な取組を調査し、検討作業に活かしていく。</li> <li>・ 検討内容に応じて、構成員以外の者を会議に出席させることも可能とする。</li> </ul>
<b>検討の基本認識 (総論)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務業務における有効な連携により、効果的で効率的な税務執行体制を構築する意義は大きい。</li> <li>・ 市町村は住民との距離が近いこと、滞納整理機構のような第3者機関はアナウンス効果の面からも有効であり、市町村のニーズはある。ただし、一定の処理件数の量が必要である。</li> <li>・ 市町村は、差押えなどの業務ノウハウが乏しいケースもあるが、ノウハウは理解していても、諸事情により実施することができないことが多い。</li> <li>・ 道と市町村、市町村間の連携により、ノウハウを共有することは有意義。</li> <li>・ 徴税のノウハウを税外債権の回収に活かすことは効果的。</li> <li>・ 市町村で滞納になった案件を全て滞納整理機構で処理することができるようになれば、最も効率的になる。</li> </ul>
<b>共同処理の現状</b>	<p><b>①滞納整理機構、任意組織、短期併任の取組の利点と課題</b></p> <p><b>[滞納整理機構]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人格を有するため、市町村が徴収困難な事案について、滞納整理機構の名義で強制的に執行が可能になることが利点。</li> <li>・ その一方、最近では市町村から滞納整理機構に引き継ぐ件数は減っている(市町村の滞納額は決して減っているわけではない)。</li> </ul> <p><b>[任意組織(東胆振地方税徴収対策本部)]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道職員が構成市町村の税務職員を併任、市町村職員は各構成市町村の税務職員を併任することにより、捜索活動に同行するなど、徴収ノウハウや他町の取組を知ることができ、人材育成面で有効。</li> <li>・ しかし、任意組織のため、市町村長名でなければ差押えができないことが活動の限界。滞納整理機構にステップする前段階で、任意組織の限界を感じてほしいと考えている。</li> </ul> <p><b>[短期併任]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の徴収ノウハウを市町村に移転することができ、有効な取組である。</li> <li>・ その一方、市町村は業務処理の内容を部外者に見られたくないものもある。</li> </ul> <p><b>②滞納整理機構に参加しない理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的規模の大きな自治体は、単独で業務運営が可能であり、共同処理の必要性を認識していない。また、参加することに伴う人的及び金銭面の負担が大きくなることから、議会です承されにくい。</li> <li>・ 小規模自治体は、処理件数が少ないため、共同処理の必要性を認識していないところがある。</li> </ul>

区 分	内 容
市町村と滞納整理機構の関係等	<p><b>①市町村の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村では、財産差押えを行うケースは少ないため、徴収業務の多くは臨戸催告で止まっており、財産調査まで至らないケースが多い。また、管理職が変わることによって、滞納処理の方針が大きく変更になることもある。</li> <li>・滞納整理機構に引き継いでも徴収不能な場合、その結果（お墨付き）を理由として、欠損処理を行いやすくなると考える市町村もあるが、欠損処理を行うこと自体に抵抗を感じているところもある。</li> <li>・市町村では、延滞金を徴収していないところが多い。</li> </ul>
	<p><b>②市町村と滞納整理機構の関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が滞納整理機構に引き継いでいるのは、全ての住民税の滞納のうち、金額ベースでは7%程度、件数ベースでは、もっと率が低くなる。</li> <li>・滞納整理機構では、市町村から引き継いだ案件の財産調査を行い、財産の差押えを行うが、この財産調査業務がノウハウを要する。</li> <li>・特殊事情を除き、市町村が単独で徴収可能な案件や1件あたりの滞納額が少額の場合は、滞納整理機構に引き継ぐことはしない。（機構への負担金のうち、件数割の金額は15万円程度/件）</li> <li>・市町村が滞納整理機構に引き継ぐ事案の基準は明文化されたものはない。滞納整理機構が引き継ぐ際には、予め市町村毎に処理件数を割り当て、引き継ぎを希望する案件について市町村とヒアリングを行った上で、引き継ぐことが多いが、ヒアリングを行わないで引き継いでいるものもある。</li> <li>・道内で最初に設立した渡島の滞納整理機構では、1町あたり5案件までとしていた。</li> <li>・滞納整理機構が引き継ぐ量的な目安は、職員1人あたり80件としている。（事務局長は、機構及び構成市町村の議会对応なども抱えることから、換算対象外としている。）</li> </ul>
	<p><b>③滞納整理機構の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内には、複数の滞納整理機構があるため、少なからず、徴収率など、機構間の競争意識が良い方向に働いている。</li> <li>・滞納整理機構は、長期的に組織を維持するという視点ではなく、まずは5年程度を目安に取組を行い、その後は状況を見て組織運営を考えるということになっている。</li> <li>・滞納案件の大半は国保であり、税担当の道職員は、税ではなく国保のためという違和感がある。（市町村職員は、ほとんど違和感を感じていない）</li> </ul>
	<p><b>④電算システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算システム自体が延滞金に対応したものになっていない。</li> <li>・滞納整理機構の業務処理ソフトは、上川と日高は職員が作成したものを活用している。それ以外の機構では、民間のシステム会社に委託作成したものを使用している。</li> <li>・市町村の基幹システムと滞納整理機構の業務処理ソフトは連動していないため、市町村からの引継件数が多くなると、引き継ぐためのデータ入力作業が膨大になる。</li> </ul>
	<p><b>⑤市町村の徴収率低迷の要因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の経験不足、住民との距離が近いことから法的措置が十分に行うことができないこと、住民意識に国税や道税を優先する傾向が強いことなどが挙げられる。</li> </ul>
	<p><b>⑥その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留萌や宗谷でも共同処理の検討を行ったが、留萌市や稚内市を除いた状況では処理件数が多いこと、また、機構を設立しても、職員を出せないなどの理由から、機構設立は難しい状況になっている。</li> </ul>

区 分	内 容
先進府県の取組動向	<p><b>①先進府県の特徴と実態</b></p> <p><b>[府県・市町村一体型]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最も早く県と市町村の広域連合を設立した静岡県では、徴収業務のほか課税業務についてもシステム統合することになっていたが、課題点が多く、現段階では徴収業務のみで、課税は見送られている状況。</li> <li>・また、静岡県はもともと徴収率が良くなかったが、最近は大きく順位を落としており、都道府県別で沖縄県を抜いて最下位になっている。</li> <li>・京都の広域連合では、京都市が参加していないが、電算システムの更新後であったということも影響している。</li> </ul> <p><b>[市町村共同型]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県や徳島県では、機構設立後に徴収率を大きく伸ばしている。</li> </ul> <p><b>[市町村共同の一部事務組合と任意組織の連携型]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この形態の岡山県や香川県は、徴収率が良い。</li> </ul>
	<p><b>②先進府県の現地調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査は行った方が良い。</li> <li>・仮に、オール北海道で共同処理するものと各地域単位で処理するものが区分できるのであれば、岡山県や香川県のような2層体制も参考になるかもしれない。</li> <li>・香川県は行政面積が小さいことから、北海道には参考にならないかもしれない。</li> <li>・京都・和歌山の調査班と静岡・長野の調査班に分かれて調査を行うことができれば効果的ではないか。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・先進府県の現地調査を行うこととするが、調査時期や訪問先については、今後のワーキンググループの検討内容を考慮して決めることとなった。 (調査候補先の情報整理については、永井主査・後藤主査が行う)</p> </div>
	<p><b>③道税の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村税と道税を共同処理することは、道税だけの視点から言えば、道税の徴収率低下が懸念されるため、メリットを感じない。</li> <li>・ワーキンググループとしての調査検討としては、まずは幅広く検討を行う方が良いのではないか。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・現段階で道税と市町村税の共同化を除外せず、まずは幅広く検討を行う。</p> </div>
	<p><b>④課税業務の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税業務を効率的に処理するためには、電算システムの共同化が最も効果的であるが、現実的にはかなり難しい。</li> <li>・固定資産税の評価業務は、同一の基準により評価を行っているが、裁量幅があるため、統一化する意義はある。</li> <li>・固定資産税の評価は、既に、市町村は木造、道は非木造という役割分担がなされている。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・電算システムの共同化という根本的な問題があるが、現段階で課税業務の共同化は除外しないこととする。</p> </div>



# 「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」

## 税務ワーキンググループ 第2回検討会議 (H23.1.20) 討議概要

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (後志総合振興局(仁木町)) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 永井 健一 (税務課) 後藤 和正 (税務課) 住谷 忠彦 (市町村課)

区 分	内 容
第1回検討会議の討議概要(報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年12月22日(水)に開催した第1回検討会議の討議概要を報告</li> </ul>
共同処理の業務範囲	<p><b>【基本認識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スケールメリットのある業務、専門性の高い業務など、共同処理が合理的かつ効果的な業務を対象範囲として検討作業を行う。</li> </ul> <p><b>【現行法上の制約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立法権(税条例の制定)、租税債権を確定する権限、督促、還付、充当及び犯則取締りは、普通地方公共団体の長の権限であり、共同処理は不可であること、また、公権力の行使に関連する補助的業務の民間委託の考え方(総務省通知)について情報を共有した。</li> <li>○今後、地方自治法が改正され、行政機関等の共同設置(税務課の共同設置)が可能になることが考えられるので、これまでの法人格を有する広域連合や一部事務組合のような形ではない共同処理形態も考えられる。</li> <li>○道内では、20以上の市町村でコンビニ収納を実施(予定を含む)しており、道税においてもコンビニ収納とインターネット公売を実施している。</li> <li>○札幌や江別では、コールセンターを開設して滞納整理を行っている。</li> </ul> <p><b>【共同処理の体制(フレーム)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全道一元処理、地域単位の処理、市町村の処理の3区分で処理を行う姿を想定し、それぞれが担う業務について検討を行う。</li> <li>○検討に当たっては、既設の滞納整理機構などの広域的な組織やその組織に参加している市町村の立場を踏まえた検討が必要。</li> <li>○現在、広域的な滞納整理組織が設立されていない地域に、新たな組織を設立することは難しいので、未設置地域に係る地域単位の処理は、全道一元処理の組織が担わざるを得ないのではないか。</li> <li>○全道一元処理の組織が地域単位の処理を行う場合には、滞納整理組織が設立されている地域と未設置地域の市町村の負担金の扱いなどを考慮する必要があるのではないか。</li> <li>○全道一元処理の組織と各地域単位の組織を一組織にし、道及び市町村の徴税吏員が併任することで、機動的かつ効率的な体制が構築できないか。</li> </ul> <p><b>【共同処理の業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現年課税分については、結局、9割超は徴収可能であるため、滞納繰越分のみを共同処理の対象にした方が良い。</li> <li>○小規模自治体では、税の徴収ノウハウを他の徴収業務に生かすことができる。</li> <li>○課税業務については、他府県の先進事例調査の結果を踏まえ、検討を行う。</li> <li>○全道一元処理、地域単位の処理、市町村の処理として想定される主な業務は次のとおり。</li> </ul>

区 分	内 容
共同処理の業務範囲（つづき）	<p>&lt;全道一元処理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状や催告書の一括作成及び発送</li> <li>・電話催告（機械的伝達事項）</li> </ul> <p>&lt;地域単位の処理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告（相談）</li> <li>・納税折衝（文書・臨戸）</li> <li>・財産調査</li> <li>・滞納処分（財産差押、換価（公売等）、配当）</li> <li>・還付・充当（データ作成）</li> <li>・徴収猶予・換価猶予（調査）</li> <li>・延滞金減免・滞納処分の停止（調査）</li> <li>・不納欠損（調査）</li> </ul> <p>&lt;市町村の処理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税権に基づく決議・窓口業務（還付・充当、徴収猶予・換価猶予、延滞金減免・滞納処分の停止、不納欠損）</li> </ul>
共同処理の税目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○徴収業務については、対滞納者という観点から考えると、あまり税目は気にする必要はない。</li> <li>○道税と市町村税の共同処理を行う場合、道税側は自動車税以外の一般税とリンクさせた方が良い。 （現行でも自動車税と一般税を別々な部門で処理している）</li> <li>○課税業務の共同処理は、電算システムの統合という根本的な問題があるが、京都府のように標準化に取り組んでいるところもあるので、訪問調査時に実態を確認した上で、検討を行う。</li> </ul>
先進府県の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前に調査事項を連絡した上で、訪問時に内容詳細を確認する。また、今後の検討作業にあたり、訪問調査後でも電話等による聞き取りを行うことができる関係を構築する。</li> <li>○次の3班体制により調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;第1班&gt;</li> <li>訪問先：京都地方税機構、滋賀地方税滞納整理機構</li> <li>調査日：平成23年1月31日～2月1日</li> <li>調査員：鈴木、池田</li> <li>&lt;第2班&gt;</li> <li>訪問先：静岡地方税滞納整理機構、長野県地方税滞納整理機構</li> <li>調査日：平成23年2月16日～17日</li> <li>調査員：後藤、平野</li> <li>&lt;第3班&gt;</li> <li>訪問先：和歌山県地方税回収機構、徳島滞納整理機構</li> <li>調査日：平成23年2月1日～2日</li> <li>調査員：永井、阿部</li> </ul> </li> <li>○訪問調査時の主な聞き取り事項は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;設立の端緒&gt;</li> <li>・設立に至った経緯 （発案者、市町村への根回し・事前協議、首長や議会の反応）</li> <li>・事前検討会やWGを経て設立した場合等、関係資料を入手する</li> <li>・市長会、町村会に関わり方など</li> <li>・電算システムの統合化</li> </ul> </li> </ul>

区 分	内 容
<b>先進府県の調査 (つづき)</b>	<p><b>&lt;市町村の要望や問題点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村間の温度差 (参加を渋る市町村はなかったか。人口規模が大きい市の対応など)</li> <li>・ 市町村間で徴収率に開きはないか。(管内徴収率一覧表の入手)</li> </ul> <p><b>&lt;業務内容&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な業務内容 (引受条件、処理期間など完納に至るまでの流れ)</li> <li>・ 処理税目の範囲 (市町村税のほか、国保税(料)や私債権、また、県税も扱うのか。)</li> <li>・ 差押のほか、処分停止調査など</li> <li>・ 今後業務を拡充する予定はあるか。(課税業務など)</li> </ul> <p><b>&lt;負担金&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立までの費用、年間に要する費用、構成団体の費用負担の仕組み</li> </ul> <p><b>&lt;構成員の人事&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の形態、役割分担</li> <li>・ 県及び市町村間の交流人事等の仕組み</li> </ul> <p><b>&lt;問題点、改善点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引受け案件の減少や負担金の問題等で脱退意向のある市町村はないか。</li> </ul> <p><b>&lt;広域連合等にしなかった理由(任意組織の場合)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が各市町村(議会)の問題か。</li> <li>・ 今後、広域連合等に移行する予定はあるのか。</li> </ul>
<b>その他</b>	<p>○次回の会議では、先進府県調査の結果を報告し、その内容を踏まえ、検討を行う。</p>

**「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」  
 税務ワーキンググループ 第3回検討会議 (H23.3.3) 討議概要**

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (後志総合振興局(仁木町)) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 永井 健一 (税務課) 後藤 和正 (税務課)

区 分	内 容
<b>第2回検討会議の討議概要(報告)</b>	○平成23年1月20日(木)に開催した第2回検討会議の討議概要を報告
<b>国保税(料)の取扱</b>	<p>○道内の収納率は、全国に比べて低いですが、少しずつ差は縮まっており、H21には全国平均を上回った。収納率が低いのは、医療費が高いためと思われる。最近の収納率向上の理由は、道内全体の約1/3を占める札幌市の収納率が向上したためである。市町村では、以前は滞納整理をほとんどやっていたが、最近は、生命保険や預金の差押えを行っているところもあり、その効果もあると考えられる。</p> <p>○後期高齢者医療制度の見直しについては、道内で約50万人が後期高齢者制度から国保へ戻ることになるが、保険料の算定方式もまだわからない状況。</p> <p>○現年の収納率が悪い場合、調整交付金の交付額に影響するこれまでの取扱は、道において国民健康保険広域化等支援方針を策定したため、なくなる予定。しかし、調整交付金自体は存続する。 この広域化等支援方針は、現在のところ、道が市町村の広域化を調整していくという程度の内容。</p> <p>○調整交付金の新たなメニュー化は、不可能なことではないが、全体の金額を増やすことが困難であるため、他のメニューを削らないと難しい。</p> <p>○制度全体の見直しにより、財政運営が都道府県となった場合であっても、賦課・徴収は市町村が担うことになるとと思われる。</p>
<b>先進府県調査結果及び共同処理の検討範囲</b>	<p>&lt;設立の経過&gt;</p> <p>○茨城県が全国で初めに機構を設立した。道や他府県は、その事例を参考に機構を立ち上げている。静岡県は、茨城県を参考に徴収の共同化を考え、長野県では、静岡県の事例を参考として検討を行ったため、課税の共同化を含め、短期間で検討することができたとのことであった。 静岡県及び長野県と北海道が違う点は、県が参加しているかどうかである。</p> <p>○全県単位で行うには、県の関与やコーディネートが不可欠であり、県として明確に旗を振らない限り、なかなか難しい。</p> <p>○静岡県では、政令市である静岡や浜松の参加が不可欠であるため、丁寧に説得を行い、他の市町村に対してもまめに説明を行っていた。</p> <p>○長野県は、長野市長から設立の要望を受けていたため、長野市の参加への説得は苦慮しなかった。反対する市もあったため、説得に労を要したが、副知事のリーダーシップで進めた。</p> <p>○県内市町村をまとめ上げ、共同処理を進めて行くということは、トップの強力な力が必要。市町村を巻き込むのは、県のトップが強力に打ち出しをして、市町村のトップに意識を持って貰わない限り、事務的な積み上げで進めて行くことは難しい。道の場合は、知事、市長会長、町村会長が同じ認識を持ってやっていたら良いのではないかと。</p> <p>○県内の構成市町村の数にもよると思うが、長野県のように77市町村あってもまとまる。道内の場合、札幌市が参加することになれば、それに習うところも多くなるのではないかと。道と札幌市がスクラムを組んで進めることができれば良いと思う。</p>

区 分	内 容														
<b>先進府県調査結果及び共同処理の検討範囲（つづき）</b>	<p>○和歌山県や徳島県などは、道内の滞納整理機構と同じような取組だが、市町村への職員派遣については、道では相互交流で行っているのに対して、県では、県からの片側派遣（県職員の給与は機構が負担）で対応している。また、財政面においても、県から2,500万円～3,000万円の補助金を出している。両県では、県からこれだけの支援を行い、市町村の徴収体制を強化することにより、住民税として県に反映されるというメリットがあることを説明し、納得してもらっている。北海道もメリットを明確にした上で、進めて行く必要がある。</p> <p>&lt;共同化の業務範囲&gt;</p> <table border="1" data-bbox="443 568 1406 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">徴収業務の共同化の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京 都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■府税・市町村税</li> <li>■現年課税の滞納及び滞納繰越の共同化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>滋 賀</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■任意団体</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>静 岡</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>長 野</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>徳 島</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>和 歌 山</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○滋賀県、徳島県及び和歌山県の共同化の内容は、北海道の滞納整理機構に近い。京都府、静岡県及び長野県は、課税業務を含めた検討を行い、静岡県は断念したが、京都府はまだ進めていない（断念していない）。長野県は課税を視野に入れつつ徴収の広域化を進めているという状況。</p> <p>○長野県は、検討に当たり、全ての徴収業務、滞納繰越分の徴収業務、大口困難案件のみ、団体ごとに選択の4案を検討し、最も設置に時間がかからないものとして、大口困難案件から着手することにしたが、将来的には業務範囲の拡充を考えている。また、課税については検討中である。</p> <p>&lt;軽自動車税の申告書のデータ化&gt;</p> <p>○静岡県の市町村では、軽自動車の申告の二重課税の問題があり、改善しなければならないとのことであったが、税額が小さく、手間やコストをかけたくないため、軽自動車の申告情報のデータ化を機構で行うこととなった。共同化による増収効果はないが、事務の効率化という点から取り組むようである。</p> <p>○静岡県で行っている軽自動車税の課税用データの電子化も対応可能であると思う。また、軽自動車税なら、道のデータに結びつけることは可能である。</p> <p>&lt;徴収システム&gt;</p> <p>○渡島地域の滞納整理機構の設立時には、時効管理のソフトが無かったので、職員が手作業で確認しながら対応していたが、京都では、市町村からデータを取り込む時に、時効の援用に対応したものとなっているようである。</p> <p>○京都では、共同徴収システムの開発経費で約1億円を要した。これとは別に、市町村の税務システムの改修費用は、各市町村で負担することとしている。</p>	徴収業務の共同化の内容		京 都	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■府税・市町村税</li> <li>■現年課税の滞納及び滞納繰越の共同化</li> </ul>	滋 賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>■任意団体</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援</li> </ul>	静 岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul>	長 野	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul>	徳 島	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul>	和 歌 山	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul>
徴収業務の共同化の内容															
京 都	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■府税・市町村税</li> <li>■現年課税の滞納及び滞納繰越の共同化</li> </ul>														
滋 賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>■任意団体</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援</li> </ul>														
静 岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul>														
長 野	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合</li> <li>■県税・市町村税～県税分は市町村税と重複する部分のみ取り扱う～</li> <li>■徴収困難な滞納案件の共同化（滞納繰越分のみ）</li> </ul>														
徳 島	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul>														
和 歌 山	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部事務組合</li> <li>■市町村税のみ</li> <li>■徴収困難な滞納案件への支援（滞納繰越分のみ）</li> </ul>														

区 分	内 容
<b>先進府県調査結果及び共同処理の検討範囲（つづき）</b>	<p>＜課税システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都では、課税業務の共同化のため、H24は法人住民税、H25は固定資産税（償却資産）、H26は個人住民税のシステムを構築していく計画となっているが、そのための整備費用は膨大である。 総務省から来ている副知事の力もあり、本年度分の開発経費は、国のクラウド実証実験の予算を活用している。 個人住民税はエルタックスのシステムを使い、市町村には既存のシステムを残さないことを検討している。</li> <li>○システムを統合することは、静岡県でも難しいとのことであり、京都府もまだシステム構築への多額の投資が必要な状況。このような状況で、どこまで踏み込むか。</li> <li>○「これだけ投資すれば出来るかも知れない」という経費を算出できればよいが、試算が大変だと思う。長野県は業者に委託して算出したようであるが、徴収システムの試算のみであり、課税システムの試算は行っていない。</li> <li>○課税業務の共同化は、事務の効率化につながり、職員数は縮減できると思うが、初期投資額が現実的ではない金額である。このため、長期的な課題として検討結果を整理することが良いのではないか。</li> <li>○課税システムは多額の経費がかかるが、システムに依存しない業務の連携について検討しても良いのではないか。</li> </ul> <p>＜固定資産税の評価及び不服審査業務の共同化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長野県では、固定資産評価審査委員会の共同設置を予定しているが、道においても固定資産評価審査委員会の共同処理は有効ではないか。もともと業務量はないが、不服申出があった場合、専門性が求められ、対応に苦慮すると思うので、そのための体制を新たな共同処理組織で構築することは意義がある。</li> <li>○長野県では固定資産の評価の共同化について、慎重論もある状況だが、固定資産評価審査委員会の共同化の可能性は十分に考えられる。</li> <li>○固定資産評価審査委員会は、稀に申出を受ける程度で、もともと業務量がないため、負担金を払ってまで町村が共同化に同意するかどうかは疑問である。その一方、全道組織にすることで、負担額を下げるという方法もあると思う。</li> <li>○静岡県では、家屋評価の共同化について検討しているが、市町村以外ところで評価を行うと市町村が住民に対して評価内容を説明できなくなる場合があることから、否定的な意見もあるとのことであった。このため、統一的なマニュアルを作成したいとのことであった。</li> </ul>
<b>共同処理の効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税と徴収を切り離して効果を考える方が良い。</li> <li>○徴収業務の共同化の定量効果を示す場合、長野県のように複数の案を設定した方が良いのではないか。</li> </ul> <p>[検討案]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>課税</b></p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f08080; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">A システム統合</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #90ee90; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">B システム統合を伴わない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産評価委員会の共同設置</li> <li>・家屋評価業務の共同処理</li> <li>・軽自動車税の申告書のデータ化</li> </ul> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>徴収</b></p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f08080; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="background-color: #4b0082; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">A 大口徴収困難案件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f08080; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="background-color: #008080; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">B 滞納繰越分</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f08080; padding: 10px;"> <p style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">C 現年課税の滞納 滞納繰越分</p> </div> </div> </div>

区 分	内 容
<b>共同処理の効果 (つづき)</b>	<p>○課税と徴収を別々に効果を算出し、見せた方が良いと思う。</p> <p>○共同徴収システムの開発経費は、京都府では約1億円だが、静岡県では大口困難案件のみの引受けであるため約2,800万円で、市町村システムとのデータ連動はしていない。引受案件は、機構のフォーマットに入力をしてデータを取り込んでいる。このような内容であれば、比較的安価に導入できる。長野県は、静岡県のシステムとほぼ同様のものを使っているので、静岡県よりもさらに安価で約2,200万円となっている。</p> <p>京都府のように現年分まで範囲を広げるのであれば、現年分の収入状況が逐次、入ってくる必要があり、市町村のシステムとの連携は欠かせない。</p> <p>○道内の機構のシステムは、大口滞納案件の引受のため、機構内部だけのシステムを使用しており、収納情報を市町村に渡すのは紙でも良い。</p> <p>○大口滞納案件の引受であっても、引受件数が100件であればシステムを使わなくても良いが、1,000件になるとシステムが必要になると考えられる。</p> <p>○道内の機構毎に、システムの開発経費も異なっている状況。システム開発を外部に委託せず、職員が作成したソフトを活用しているケースもある。</p> <p>○効果を試算する際に、道税と市町村税の滞納者の重複数や率を把握したいと考えているが、現時点では難しい。</p> <p>特定の地域に絞ってデータを見ることも難しいのではないかな。</p> <p>○道税を含めた共同化を行う場合、京都型か静岡型のどちらかになると思う。京都のように全部やるのか、静岡のように市町村税との重複部分やるのかを選ばなければならない。これはどちらかに絞った方が良い。</p> <p>○課税システムの構築による費用対効果、徴収の共同化による増収効果と職員削減効果の検討案を次回の会議までに作成し、それをベースに再度検討していく。</p>
<b>その他</b>	<p>○OWGとしての検討結果報告書の構成について、意見交換を行った。</p> <p>○次回の会議では、共同処理の効果を中心に検討を行う。</p>

**「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」**  
**税務ワーキンググループ 第4回検討会議 (H23. 3. 24) 討議概要**

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (後志総合振興局(仁木町)) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 後藤 和正 (税務課)

区 分	内 容
<b>第3回検討会議の討議概要(報告)</b>	○平成23年3月3日(木)に開催した第3回検討会議の討議概要を報告
<b>共同処理の効果</b>	<p>○現在、道内の滞納整理機構では、滞納繰越分のうち、7%~10%を引き受けている状況。明確な根拠はないが、滞納調定額の30%を引き受けた場合のシミュレーションを行ったが、その内容はあくまでたたき台的な目安でしかない。</p> <p>○引受額については、大口案件を引き受けた方が効率的であるが、北海道ではそんなに大きなものはない。本州は、固定資産税の1件あたりの滞納額が大きいため、滞納額は本州の方が大きい。</p> <p>○職員縮減効果は、収入未済金の縮減と徴税職員数のデータから推計することは可能であるが、未済金の減少に比例して職員数が減少するという考え方であるが、管理コストなどもあるので、再考が必要であると思う。</p> <p>○他県では、委託により効果を算出しているところもあり、一定の客観性があると思うが、現段階では、基礎データが少ないので、今後試算する結果が報告書として耐えられる内容になるか不安である。限られた時間の中で、定量効果を出すのは難しい。</p> <p>○道税も共同処理を行うことによって効果が出てくるのではないかと。精査した上で、試算した方が良いかもしれない。</p>
<b>共同処理の検討範囲</b>	<p>※課税業務は、当面、システム統合を伴わない固定資産税の評価の共同化や軽自動車税の申告書のデータ化などの共同化を行う方向とする。なお、将来的にシステム統合は有効であるが、現時点でコストや効果を考えると難しい面があるので、今後の検討課題とする。</p> <p>※徴収業務は、まずは、徴収困難な案件の共同処理を行い、その取組を全道的に広げていくことを優先し、その効果を見て、業務範囲の拡大を検討する方向が現実的。</p> <p>&lt;課税業務(システム連携を伴う共同化)&gt;</p> <p>○個人・法人住民税は、国税が絡んでくるので、システム統合が必要。法人住民税は、道内の法人全てのデータ入力が必要になり、かなり手間になる。システムを整備すれば、効率的にはなると思う。</p> <p>○他県の状況を見ても、やりやすいものからやってみて検討していくというスタンスだった。国もe-TAXで電算化を進めているが、システム全体の統合はどこもやったことがないので不安である。</p> <p>○町村会の情報センターでは、30数団体で課税のシステムを共同化しているが、個々のカスタマイズをせず、同じシステムを使うことで、安価にシステムを導入し運用している。</p> <p>○町村会のシステムを使うのであれば、システムの導入や、制度改正による改修があっても、加入団体数で案分するので負担を軽減できる。課税のシステムだけ加入することもできるが、既存データの移し替えは行わないといけない。</p>



区 分	内 容
共同処理の検討範囲（つづき）	<p>○現在はサーバーを統一しているが、クラウドにすれば、より低予算でできる。また、全団体が加入しているLGWANを使うのが良いと思うが、回線が細いのがネックである。</p> <p>○市町村の税務システムをネットワークで連携するためには、莫大な経費を要し、その金額を見ただけで話が終わってしまう。</p> <p>○ある町では、税務のシステムを導入したので、共同化の話には賛同できないということであった。今までのシステムを無駄にする勇気はないと思う。このため、一度にシステムを整備するのではなく、市町村のシステム更新時期に合わせて整備し、ASP型の利用料方式などにしていくことが一番やりやすい形だと思う。</p> <p>○課税情報の全てをシステム化するのではなく、例えば、課税標準の段階から共同のシステムに入力して納税通知書などを発送するなど一案ではないか。そうすれば、滞納などの収納管理に繋がる。</p> <p>○システム統合を考えた場合、個人・法人住民税はコストと効果を考えると将来的には望ましい姿であると思うが、なかなか現状では難しい。</p> <p><b>&lt;課税業務（システム連携を伴わない共同化）&gt;</b></p> <p>○システム統合を伴わない、軽自動車税の共同化も有効ではないか。</p> <p>○固定資産税と軽自動車税は、システム統合を伴わない形でも統一は可能。</p> <p>○軽自動車税の申告書のデータ化や固定資産税の評価の共同化を行うことで、職員の負担が少し減るとは思うが、費用の効率化の面からは難しい。市町村は、既に人を減らしているのに、さらに削減することは難しい。</p> <p>○自動車取得税の課税の際、軽自動車のデータが道に来るので、申告データを取り込むことは可能。法令では、自動車税は取得税とデータをリンクさせるようになっているが、軽自動車税とリンクして良いとはなっていない。</p> <p>○軽自動車協会から紙で情報提供されているが、電子データで貰うとすると費用がかかると思う。道は、自動車税のデータを運輸支局から買っている。軽自動車税の申告書データがOCR機器の購入経費よりも安ければ、データを購入した方が良いかもしれない。交渉の余地があるのではないか。</p> <p>○現在、町村では町村会経由で、軽自動車協会に自動車台数割で負担金を払っている。後志の町村は、石狩の町村と一緒に対応している。共同化すると軽自動車協会に負担金を払わないところも出てくるのではないか。</p> <p>○軽自動車税の申告書データを市町村側が受け取るのにシステム改修が必要になる。市町村がデータを受け取るためのシステム改修費は、町村会の場合、約30団体あるので1団体あたりの負担額は低くなるが、市町村のシステムの状況によっても異なってくる。</p> <p>○軽自動車税の処理件数は、4千人の町で500件くらいである。軽自動車税は、自動車税に組み込む議論もあり、先が不透明な点もあるので、軽自動車税のデータを一本化することを書くのはどうかと思う。このため、全道一律ではなく、希望するところだけにデータを提供できるようにするのはどうか。</p> <p>○固定資産税では、家屋評価の共同化が良いかも知れない。大規模自治体であれば関係ないかもしれないが、課税ミスがなくなるので小規模自治体は助かる。課税ミスはあると思うので、職員の精神衛生上も良いと思う。市町村とは異なる第3者機関が評価すれば、役場への苦情なども抑制する効果もあるのではないか。また、固定資産評価のための研修や評価マニュアルの作成を一元的に行うことは有効。</p> <p>○多くの市町村では、固定資産の担当は1名で対応していると思うが、共同化しても窓口で説明できる最低限の知識を持つ人間は必要であり、ゼロにするわけにはいかない。ただし、これから訴訟などが増えると思うので、共同化は有効であると思う。また、評価を平準化すれば、他町村と同じ建物なのに評価が違うなどの苦情もなくなる。</p>

区 分	内 容
共同処理の検討範囲（つづき）	<p>○WGの報告書としては、課税についてはシステムの改修を伴わないものから共同化を図っていくというのが現実的ではないか。システムの導入などを提示しても明確な効果を示すことができない。</p> <p>○固定資産税の評価については、各市町村で不動産鑑定士にお願いして鑑定してもらっているので、共同化すれば、コスト縮減効果は期待できる。ただし、各町村では特定の鑑定士と契約して対処しているなど、各市町村で独特のものがあると思うが、それを平準化して大丈夫か。</p> <p>○建物と土地を全部評価するとなれば、かなりの件数になり、多くの人員が必要になると思う。また、現地調査もしなければならぬとなると、システムを作らないと回っていかないのではないか。</p> <p>○評価は大変だが、市町村への評価額を通知することにすれば、システムは必要ではないと思う。評価額くらいであれば、市町村のシステムと連動させる程のものでもない。道でも、評価システムと課税システムは切り離している。</p> <p>○道では非木造の家屋評価を約40人程度で行っているが、道では木造建物の評価のノウハウは持っていない。また、道で使っているシステムは非木造のものであり、木造とは基準が違うので使えない。</p> <p>○道と市町村が共同で家屋評価を行う場合、現地調査の対応を考慮すると、全道一元処理ではなく、ある程度地域毎に分散する方が現実的ではないか。</p> <p>○固定資産評価審査委員会の共同設置については、組織・仕組みだけ広域で作っておき、各市町村で不服申立を受けた時に、その団体が経費を負担するのが良いと思う。設置単位については、北海道に一つではなく、ある程度のブロックごとに作った方が良い。</p> <p>○不服申立の件数は、札幌で年間30件くらいと聞いている。小規模市町村では、何年間も申立を受けていないところもあると思う。このため、共同化により職員の縮減効果は見込めないと思う。</p> <p>○法人道民税と法人市町村民税は、法人から道と市町村それぞれに申告をしてもらおうが、国への申告内容を添付させている。個人に比べ数も少ない。道では、国から申告内容を貰い、付け合わせて確認し、市町村にも提供しているが、この業務の共同化は職員の縮減効果など、メリットは少ない。</p> <p><b>&lt;徴収業務の共同化&gt;……資料2 P13のA～Cの区分を参照</b></p> <p>○大型徴収困難案件を対象とするケース（Aパターン）では、初期投資や運営経費の面ではやりやすいと思う。</p> <p>○全ての滞納繰越分を対象とするケース（Bパターン）、現年課税の滞納分及び全ての滞納繰越分を対象とするケース（Cパターン）は、システム開発の投資が必要なので、効果との見合いが必要。</p> <p>○Aパターンでは、道内より本州の方が一件当たりの滞納額が大きいので、北海道ではより多くの案件を処理しなければならない。</p> <p>○現在、道は滞納整理機構の運営に参加せず、人事交流で人的支援を行っているが、道が運営に参加し、交流ではない職員派遣や負担金を払うということになれば、道としてのメリットの議論になるが、道がどのように関わっていくのかが絶対必要な話になる。市町村の滞納が減れば、道にとっても良いことである。現在の滞納整理機構では、道税への効果は、徴収率で3%、4,500万円くらいの効果がある。ただし、取組当初は国保の滞納案件を扱うことが多いので、道税への効果は薄くなる。</p> <p>○組織を大きくした場合、市町村の精鋭達が行っている現在の滞納整理機構の数字は取れないと思う。今は一人当たり80件で処理しているが、現在の3倍の数を市町村から引き受けた場合、職員も3倍必要となれば、市町村からの職員派遣の面からも難しい。</p> <p>○負担金を件数割にした場合、1件の件数割の金額に満たない案件を出す場合は、市町村の負担が増えることになる。</p> <p>○各市町村から1人派遣するということが整理ができるのであれば、費用負担を全く考えないで、事務費を負担するということが良いと思うが、それは難しいと思う。</p>

区 分	内 容
共同処理の検討範囲（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村からの引受件数に制限をかける方法がある 現在の道内の滞納整理機構で行っているような徴収率を上げるという目的であれば、一人当たりの処理件数を引き上げるべきではない。</li> <li>○Bパターンのように、滞納案件全て引き受けると徴収率20%程度などと下がってしまう。そうすると、大きな市などは加入しないのではないか。逆に徴収率が高くなれば、恒常的な組織ではなく、いつまでやるのかとなると思う。</li> <li>○道税よりも市町村税の方が徴収率が低いのは、市町村税は道や国と比べ、滞納が発生しやすい税目となっていることも影響していると思う。滞納者が国税優先の意識があることや、市町村税で延滞金を徴収していない場合もあることなどが、滞納に繋がっている。</li> <li>○BパターンやCパターンのように共同処理組織を拡大した場合、プロパーでない職員が2～3年いてもバリバリできるようにはならない。</li> <li>○BパターンやCパターンは中々現実的に難しいと思う。Aパターンのエリアを全道に広げることを優先し、AからBへ少しずつ引き受け案件を拡大していくことが現実的ではないか。</li> <li>○道税の関わり方であるが、長野や静岡では、市町村税に関するものだけにしている。自動車税は大量処理の方法をとっているの、一人80件の考え方は馴染まない。また、1件当たりの税額が小さく、滞納額も少額なので共同化のメリットがない。</li> </ul>
共同処理組織のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>※本部を広域連合で作し、その下に支部を作って、現在の滞納整理機構が未設立の地域もカバーできるようにする方向が良いのではないか。</li> <li>○共同処理組織を本部（札幌）と支部に分けた場合、支部に総務部門は不要である。また、支部は現在の振興局単位の14もいらぬのではないか。その一方で、支部の数は14にしなければまとまらない可能性もある。</li> <li>○既存の滞納整理機構の規模では必要ないが、全道レベルになると、本部には、警察OBや弁護士などを顧問として配置した方が良いかも知れない。</li> <li>○組織形態は、地方自治法改正後の機関等の共同設置が考えられるが、市町村数を考慮すると、構成団体の議会对応が大変すぎる。このため、今後の業務範囲の拡大を視野に入れると、広域連合が良いのではないか。</li> <li>○広域連合で全道組織を作ると、議会は1つで良くなるが、各市町村への根回しが大変にならないか。また、いかにして市を巻き込むかを考えなければならぬ。</li> <li>○組織の事になると税務職員は素人である。市町村への働きかけは、市町村の財政部門を通じなければ話が進まない。税務課職員が市町村に行っても、現行の滞納整理機構設置の内容を超えたものでなければ、市町村は動かない。</li> <li>○本部は組織の運営部門に特化し、支部は滞納整理に特化するのが良い。また、本部は固定資産税の評価研修や軽自動車税の電子データの作成なども行う。</li> <li>○本部の職員は、道職員＋市町村職員になり、支部は振興局職員＋市町村職員という配置になるのではないか。ただし、本部は、支部の困難事案の助言に関わる税務職員を除けば、税務職員にこだわる必要は無いと思う。</li> </ul>
税外債権の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苫小牧市では、税務課内にチームを作り、税外債権も取り扱っている。</li> <li>○北斗市でも、組織的に税外債権を取り扱っている。</li> <li>○税外債権で滞納が多いものは、公営住宅、保育料、水道料である。</li> <li>○報告書では、税の徴収ノウハウを活かし、税外債権の徴収を行うことは効果的であるという程度で盛り込む方向とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告書は5月末の完成を目指し、今後、分担して執筆を行うこととする。進め方は、事務局から分担案を連絡し、メンバーの希望などを調整する。</li> </ul>

**「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」  
 税務ワーキンググループ 第5回検討会議 (H23. 4. 28) 討議概要**

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (後志総合振興局(仁木町)) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 永井 健一 (税務課) 後藤 和正 (税務課) 住谷 忠彦 (市町村課)

区 分	内 容
<b>第4回検討会議の討議概要(報告)</b>	○平成23年3月24日(木)に開催した第4回検討会議の討議概要を報告
<b>検討結果報告書</b>	<p>○検討結果報告書(原案)の第3章以降内容については、本日の検討結果を踏まえた修正を行った後に、公開した方が良い内容である。</p> <p>○検討結果報告書を取りまとめた後、どのように進めていくのかが重要である。            他府県の事例を見ても、検討結果を具体化するためには、道が中心的な役割を担わなければ進まないと考える。</p> <p>○検討結果報告書の内容について、道内市町村に丁寧に説明する必要がある。            市町村は、担当課が良くても首長の判断が異なる場合もあるので、市長会や町村会を通じて、情報提供や説明を行うということも考えられる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※その他、検討結果報告書(原案)の記載内容に関する訂正など、意見交換を行った。</p> </div>
<b>その他</b>	○報告書は5月末の完成を目指し、今後、取りまとめを行うこととする。 今後の進め方は、検討結果報告書(原案)の訂正版を事務局から連絡し、メンバーの意見などを調整した上で、作成していくこととする。

**「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」**  
**税務ワーキンググループ 第6回検討会議 (H23.9.12) 討議概要**

出席者	市町村職員等	道職員
	平野 強志 (北斗市) 阿部 亮一 (仁木町) 池田 義博 (北海道町村会)	鈴木 和範 (苫小牧道税事務所) 佐々木 恒司 (税務課) 永井 健一 (監査委員事務局) 後藤 和正 (千歳市派遣・総務課) 住谷 忠彦 (市町村課)

区 分	内 容
第5回検討会議の討議概要 (報告)	○平成23年4月28日 (木) に開催した第5回検討会議の討議概要を配付
検討結果報告書	<p>※前回までの報告書では、オール北海道の共同化を結論としてまとめていたが、提言内容を実現できるものにしたと考えたことから、当面の取組を記載することとしたところであり、これまで税務課・市町村課と協議しながら、当面の取組についての記載を追加させていただいたところである。電話ですでに説明させていただいているが、報告書を見て修正等の意見があれば伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構成の話であるが、将来に向けた展望が結論として最後にある状態であり、その途中に記載されている当面の取組みが埋没している感じがする。</li> <li>○ワーキングを立ち上げる前にも税務課で滞納整理機構の設立に向けて取組みはやっていたが、市町村は具体的な話がないと動きがとれない場合が多い。</li> <li>○当該報告書について、どのように市町村に周知し具体的に取り進めるのかなど、今後のスケジュールについて、確認したい。</li> <li>○既存の滞納整理機構における費用対効果について、より効果があることを見せることができれば、広域連携の取組みは進むように感じる。</li> <li>○市町村では、人事異動の際に引き継ぎを行うものの、3～4年サイクルで異動するため、徴収技術の水準維持は難しい状況。税務の初歩的な研修の実施などによる人材育成について記載したらいいのではないか。</li> <li>○税務サイドでは、徴収に対して重要な課題という認識はあると思うが、市町村課を通じて、財政健全化の観点から進めることで、市町村としても取組み方も変わってくるのではないか。</li> <li>○既存の滞納整理機構では、組織の存続に限界を感じている現状もあるため、この報告書に記載している引受案件の拡大については、前向きに取組むのではないか。</li> <li>○費用対効果のシミュレーションに係る人件費については、滞納整理機構の実績数値を使う方が、さらにコストが低い状況があり、メリットが見えやすくなる。</li> <li>○家屋評価については、消費税の増税に合わせ不動産取得税が廃止されることも想定され、そうなれば市町村が全ての家屋調査を行うこととなるため、今から連携を進めることにより評価のノウハウを共有することが必要である。</li> <li>○道の取組は承知したが、市町村 (市長会・町村会) の取組についても留意する必要がある。</li> </ul>
その他	○今回でワーキングの検討会議を終了することとし、メンバーから出された意見については、報告書に反映した後にデータを送付して、確認してもらうこととする。10月6日の道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会において、本報告書の提言について報告する予定。

※ 報告書では大冊となるため、掲載を省略したが、事例調査の詳細の内容について、資料編で参考掲載することとした。

## <他府県の取組動向等>

### (1) 調査日時・機関

区分	調査機関名	調査日	調査員
1 班	京都地方税機構 (広域連合)	平成23年1月31日	鈴木 (苫小牧道税事務所) 池田 (道町村会)
	滋賀地方税滞納整理機構 (任意団体)	平成23年2月 1日	
2 班	静岡県地方税滞納整理機構 (広域連合)	平成23年2月16日	後藤 (道税務課) 平野 (北斗市)
	長野県 (行政改革課 地方税共同化準備室) (広域連合)	平成23年2月17日	
3 班	和歌山地方税回収機構 (一部事務組合)	平成23年2月 1日	永井 (道税務課) 阿部 (後志広域連合)
	徳島滞納整理機構 (一部事務組合)	平成23年2月 2日	

### (2) 主な調査事項

区 分	内 容
設立の経緯	・ 設立に至った経緯 (検討の経過)、市町村の意向 など
組織の構成	・ 府県職員及び市町村職員からの派遣の状況 など
業務の内容	・ 共同処理の対象税目・引受条件、電算システムの対応状況 など
負担金	・ 構成団体の費用負担の仕組み など
問題点等	・ 設立 (検討) 時には把握できなかった問題点、 今後の展望 など

### (3) 調査の概要

#### ① 京都地方税機構

組織形態	広域連合	設立年月日	平成21年8月5日			
設立の経過	<p>平成19年 5月 「京都府税務共同化推進委員会」設置 (構成員:学識経験者、実務経験者、行政経験者等)</p> <p>12月 「税務業務共同化に向けた提言」を取りまとめ</p> <p>平成20年 2月 上記の提言を受け、町村会・市長会において、 「税務共同化組織設立準備委員会」の立ち上げを確認</p> <p>4月 「京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会」設置 (委員長:副知事、委員:市町村長)</p> <p>※検討部会(税務担当会議)を設置し、組織・人事・機関WG、徴収業務WG、収納WG、課税WGの4つのWGで検討作業を行った。</p> <p>平成21年 7月 総務省に設立認可を申請</p> <p>8月 設立認可</p>					
	<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市は、自治体の規模・能力等から広域連合に参画していない。</li> <li>・副知事のリーダーシップの下、検討を進めた。</li> <li>・府北部と中南部の市町村では徴収体制に温度差があったため、(北部は体制が整っているが、中南部は遅れており、府から相当の支援を受けている)共同化への円滑な移行に繋がった。</li> <li>・国税データとの連携のほか、市町村の税務システムとのネットワーク連携を見据え、国(総務省)のクラウド実証実験の予算を効果的に活用。</li> </ul>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	府内市町村	府	市町村	その他	計
	25	26	100	86	—	186
<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣期間は3年(府職員・市町村職員)</li> <li>・各団体から広域連合に派遣される職員の給与は、各団体が支給し、支給額を広域連合が負担している。</li> </ul>						
取扱税目	税目		料		その他(私債権等)	
	市町村税、府税の全税目		国民健康保険料		—	
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納期限を一定期間経過した未納案件を対象</li> <li>・引受期間は原則1年であるが、継続する場合もある。</li> <li>・引受対象は地方税全てであり、ケースによっては国保(殆どが料)も受けている。</li> <li>・引受件数については、各市町村の人口に応じて定めているが、市町村の人口も減少傾向にあり、件数割りの見直し検討が必要と考えている。</li> <li>・現年度分も納期限が経過し督促状を発付したものは随時引継となる。</li> </ul>					

取組動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>府と府内市町村が連携し、課税及び徴収業務の共同化を目指しているが、まずは、徴収の共同化よりスタートした。</li> <li>今後、準備が整い次第、課税業務の共同化を進めて行くこととしており、H24:法人住民税、H25:固定資産税(償却資産)、H26:個人住民税のシステムを構築していく予定。</li> </ul>							
電算システムの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同徴収システムを構築し、導入経費は京都府市町村振興協会と京都府が折半して導入経費を負担した。</li> <li>各市町村のシステムとの統一はしていないが、電子媒体により広域連合のシステムとデータ交換を行っている。</li> <li>なお、広域連合のシステムの端末機は各市町村に設置しており、照会業務等はこの端末機を通じて対応が可能となっている。</li> <li>今後、課税業務のシステムに着手予定で、平成24年度に法人住民税、平成25年度に固定資産税(償却資産)、平成26年度に個人住民税のシステム構築を目指す。</li> </ul>							
H21年度 (8ヶ月分) 実績額 (千円)	引 受		収入額	納税誓約 額等	徴収率 (%)	事前予 告効果	負担金	効果率 (%)
	件数	税額 ①	②	③	②/①	④	⑤	(②+③+④)/⑤
	601	2,875,951	73,028		2.54		347,082	10.67
負担金の ルール	<p>[府] a 京都市の区域に設置する地方事務所の賃貸料(殆どが府の業務) b 上記以外の経費…府からの派遣職員割合分</p> <p>[市町村] a 以外の経費…市町村からの派遣職員割合分を基本負担額、人口割額、 税割額、滞納繰越額割額により、負担額を算定</p> <p>[その他] 京都府市町村振興協会から運営費補助あり</p>							
その他 問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートして間もないので、現時点の問題点は明確となっていないが、課税関連システム構築にむけて、内容や費用等が一番の問題と思う。</li> <li>課税業務を共同化することで始めて人員等の削減が可能と判断する。徴収業務はいわゆるマンパワーに頼らざるを得ないのが実情である。</li> </ul>							



## ② 滋賀県地方税滞納整理機構

組織形態	任意組織	設立年月日	平成20年4月1日			
設立の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県地方税務協議会（県及び市町村、）が平成15年度に発足して、地方税の徴収事務に関する検討・研究を行ってきた。</li> <li>・ 検討・研究を進めていく中で『徴収事務の県と市町の連携方策』の具体的方策として設立された。</li> </ul>					
	<p>[特記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の税政課の中の滞納整理特別対策室が事務局となっている。</li> </ul>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計
	19	19	18	8		26
	<p>[特記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から市町への派遣</li> <li>・ 県と市町との交流併任</li> </ul>					
取扱税目	税目	料	その他（私債権等）			
	市町税一般	無し	無し			
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が直接徴収する場合は個人住民税のみ</li> </ul>					

<p>取組動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の支援職員と市町職員の合同チームによる市町派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業参加市町から1名を県へ職員派遣</li> <li>◇県支援職員2名と市町からの派遣職員2名の計4名で合同チームを結成 →4名が派遣元の市町に駐在し半年単位で市町税の共同徴収を実施</li> </ul> </li>   <li>・ 県職員の市町への短期派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇折衝、搜索、差押え、徴収事務の助言等</li> </ul> </li>   <li>・ 県と市町職員の交流併任事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇職員相互の実践による徴収技術の向上</li> </ul> </li>   <li>・ 個人住民税の県による直接徴収事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇滞納処分の自力執行が困難な市町の案件を県が処理</li> </ul> </li>   <li>・ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇共同催告、共同公売事業</li> <li>◇徴収事務研修事業</li> </ul> </li> </ul>																								
<p>電算システムの状況</p>	<p>システムは構築していない</p>																								
<p>H21年度実績額 (千円)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">引 受 (該当)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">収入額 ②</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">納税誓約 額等 ③</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">徴収率 (%) ②/①</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事前予 告効果 ④</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">負担金 ⑤</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">効果率 (%) (②+③+④) / ⑤</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">税額 ①</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">720,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">80.00</td> </tr> </table>	引 受 (該当)		収入額 ②	納税誓約 額等 ③	徴収率 (%) ②/①	事前予 告効果 ④	負担金 ⑤	効果率 (%) (②+③+④) / ⑤	件数	税額 ①		720,000						80.00						
引 受 (該当)		収入額 ②	納税誓約 額等 ③							徴収率 (%) ②/①	事前予 告効果 ④	負担金 ⑤	効果率 (%) (②+③+④) / ⑤												
件数	税額 ①																								
	720,000						80.00																		
<p>負担金の ルール</p>	<p>[県] なし</p> <p>[市町村] なし</p> <p>[その他]</p>																								
<p>その他 問題点等</p>																									

### ③ 静岡県地方税滞納整理機構

組織形態	広域連合		設立年月日	平成20年1月15日		
設立の経過	<p>平成17年 3月 「静岡県地方税一元化のあり方検討会」設置          平成18年 3月 「静岡県地方税一元化のあり方検討会」が、県及び全市町で広域連合を設置して地方税の徴収困難事案の共同処理が適切である旨の報告書を取りまとめ          7月 「静岡県地方税一元化連絡協議会」設置          (構成員：県及び全市町の税務主幹局部課長)          12月 全市町が機構設立の準備を進めることについて合意          平成19年 4月 「静岡地方税滞納整理機構設立準備会」設置          (構成員：県及び全市町の税務主幹局部課長)          平成20年 1月 設立認可</p>					
	<p>[特記事項]          ・20年ほど前、知事の政令県構想のひとつとして、税の一元化を進めるための検討を開始。なお、課税事務については、課税権を移すのは難しいので、課税に関する事務補助をイメージしていた。          ・市町村の合意形成に約2年間、最終的には全首長に直接説明を行った。          ・県の財務事務所の職員よりも2つの政令市の担当職員が多いので、そこを取り込むためには全県での取組が必要不可欠。</p>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計
	35	35	3	14	13	30
<p>[特記事項]          ・派遣期間は2年(県職員・市町村職員)          ・県は事務局長、総務課長、徴収課主幹の3名、2つの政令市(静岡市と浜松市)からの派遣は各2名で、うち1名が徴収課長。          ・政令市以外の市町は、人口規模により派遣ローテーションを決定。          ・その他13名は、非常勤職員11名、臨時職員2名</p>						
取扱税目	税目		料		その他(私債権等)	
	全税目		時効期間が違うので対象外		—	
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納額累積事案、高額滞納事案</li> <li>・差押等滞納処分が必要な事案</li> <li>・時効の関係上、早期の対応が必要な事案</li> <li>・税の公平性の確保の観点から対応が必要な事案</li> <li>・不動産等公売事案</li> <li>・広域的な財産調査が必要な事案</li> <li>・その他整理困難事案</li> <li>・執行停止等検討事案</li> <li>・県は直接事案をださない(市町村からの事案に県税の滞納があれば可)</li> </ul>					

<p>取組動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税源移譲が迫っていたので、すぐに課税の共同化はやらないこととし、喫緊の課題であった滞納整理を行う組織として立ち上げた。</li> <li>・ 知事が替わったことに伴い、課税事務に関しては徐々に一元化していく方針に変わり、市町村に県との協働で行う事務についてアンケートをとったところ、一番希望が多かったのが軽自動車の事務で、二番目が研修の実施であった。</li> <li>・ 課税に関する事務としては、軽自動車税関係申告書の処理等を平成22年度から開始。課税の研修も平成22年度から機構で行っており、当面はここまでと考えている。</li> </ul>							
<p>電算システムの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納管理システムは、市町職員も交えた設立準備スタッフが考えて業者が構築</li> <li>・ ソフトを含めた機器の5年間のリース契約</li> <li>・ 参画市町のシステムとのデータ交換はしていない。参画市町からUSBでデータの提供を受けて取り込み。</li> <li>・ 預金調査はシステム対応。</li> <li>・ システム統合については、市町村のシステムが税務だけのシステムではなく他部門もいっしょになっているので、簡単にはできない。</li> </ul>							
<p>H21年度実績額 (千円)</p>	<p>引 受</p>		<p>収入額</p>	<p>納税誓約額等</p>	<p>徴収率 (%)</p>	<p>事前予告効果</p>	<p>負担金</p>	<p>効果率 (%)</p>
	<p>件数</p>	<p>税額 ①</p>	<p>②</p>	<p>③</p>	<p>②/①</p>	<p>④</p>	<p>⑤</p>	<p>(②+③+④)/⑤</p>
	<p>974</p>	<p>2, 713, 545</p>	<p>767, 910</p>	<p>358, 677</p>	<p>28. 30</p>	<p>1, 938, 565</p>	<p>228, 500</p>	<p>1, 341</p>
<p>負担金のルール</p>	<p>[県] 基本負担額 30, 000千円</p> <p>[市町村] 基本負担額 (予算で定める額) 市町 100千円</p> <p>処理件数割 (件数×予算で定める単価) 130千円/件</p> <p>徴収実績割 (前々年度徴収実績×予算で定める率) 20年度の10%</p> <p>※ 22年度滞納整理部門負担金</p>							
<p>その他問題点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年2回の議会は、広域連合長が知事、副広域連合長が浜松市長、議員は県議会から2名、市長・市議会議員各2名、町長・町議会議員各2名なので、事前の調整等が大変である。</li> </ul>							

④ 長野県地方税滞納整理機構（総務部行政改革課地方税共同化準備室）

組織形態	広域連合	設立年月日	平成22年12月27日			
設立の経過	<p>平成19年 1月 ボイス81（知事と市町村長との意見交換会）において、長野市長から地方税の共同徴収についての提案があり、これを受けて、副知事が市町村課長、税務課長に対し、課税を含めた地方税一元化の検討について指示</p> <p>平成19年11月～20年 2月 市町村税と県税の業務共同化に係る検討について県が提案し、全市町村がこれを了承</p> <p>平成20年 5月 「地方税共同検討委員会」設置</p> <p>平成22年 1月 第3回検討委員会で、平成23年度から大口困難案件の徴収業務共同化を実施する旨の結果報告書とりまとめ</p> <p>5月 検討委員会を改組し、「地方税共同化準備委員会」設置</p> <p>平成22年12月 設立許可</p>					
	<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化の事務局は市町村課</li> <li>・課税の共同化も視野に入れ広域連合方式とした</li> <li>・共同化の想定として3つの案（A：督促発付後の現年度分＋滞納繰越分、B：滞納繰越分全部、C：大口困難案件）を検討したが、準備期間が少なく済む大口困難案件を対象とする組織とすることとし、その上で段階的に共同化を進めていくこととした。</li> </ul>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計
	77	77	3	14		17
<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣期間は原則として2年</li> <li>・23年度は市からの派遣が厳しいということで県から4名派遣</li> <li>・市が10名、町村が3名で、人口規模により派遣ローテーション（長野市と松本市は毎回派遣）を決定。</li> </ul>						
取扱税目	税目	料	その他（私債権等）			
	地方税の全税目	国民健康保険料	なし			
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案移管基準の大要 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大口あるいは整理困難事案</li> <li>② 不動産等の公売事案</li> <li>③ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分の検討事案</li> </ol> </li> <li>・事案移管基準の大要を基に、それぞれの構成団体が、自ら行う滞納整理の方針・計画、実情等を勘案して移管基準を設定。</li> <li>・国民健康保険税・国民健康保険料は、希望市町村のみ</li> <li>・県税は、当面は市町村から移管された滞納者が県税においても滞納している事案を移管する。</li> </ul>					



⑤ 和歌山地方税回収機構

組織形態	一部事務組合	設立年月日	平成18年4月1日			
設立の経過	<p>平成17年 1月 和歌山県・市町村連携会議準備会                  2月 和歌山県・市町村連携会議設立                  5月～ 滞納整理組合設立に関する研究会（第1～5回）                  8月 市町村の参加意向の確認（通知）                  9月～ 滞納整理組合設立準備室会議（第1～3回）                  11月 和歌山県・市町村連携会議                  12月 各市町村議会での機構新設に関する議案上程                  平成18年 2月 市町村による引継事案選定、移管予告の実施                  3月 和歌山地方税回収機構設立許可申請・設立許可                  4月 和歌山地方税回収機構設立</p>					
	<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度における県内市町村の徴収率が全国46位であったことから、県が主導し設立までの準備を行った。</li> <li>・先行県（三重県）を参考にしたため、約1年程で設立。</li> <li>・全市町村が参加することで推し進めたが、特に異論はなかった。</li> <li>・設立当初は5年で全国平均徴収率を上回ることを目標とした。</li> </ul>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計
	30	30	4	9	5	18
<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員は原則2年、県職員は2～3年</li> <li>・上記の構成員には含めていないが、平成19年度から短期スタッフとして原則3ヶ月、市町村から職員を派遣（年間延べ8名程度）</li> <li>・派遣職員の給与は、各団体が支給するが、年度末に機構から各団体に清算する。</li> <li>・機構に派遣される職員は相互交流人事でないため、派遣する県及び市町村は欠員となる。</li> <li>・機構職員は、参画市町村全てに併任発令。</li> </ul>						
取扱税目	税目	料	その他（私債権等）			
	市町村民税の全税目 <small>（個人県民税相当額及び国保税含む）</small>	国民健康保険料	—			
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口滞納など、滞納税額が大きな滞納整理困難事案から順に引受ける。</li> <li>・原則1年間とし、継続して委託する場合は再度委託仕直す。</li> <li>・年間引受総件数を暫定値として機構が決め、滞納額割で各市町村に件数の割り当てを行い、割当件数に関して各市町村の意見を聞き、引受件数の調整を行う。</li> <li>・執行停止が相当である事案は、意見を付して市町村に返却。</li> </ul>					

取組動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務の拡充や課税業務の共同化は予定していない。</li> <li>平成22年度（設立5年目）において、全国平均を達成する見込みがないことから、更に5年間（平成27年度）機構組織を継続する。</li> </ul>							
電算システムの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年11月に「滞納整理システム開発委託業者選定委員会」を設置</li> <li>機構設立以前に業者の選定を行い、数社入札により滞納管理システムを導入。</li> <li>滞納情報は電子データで市町村から情報提供されるが、市町村では、システムの定形に合わせたデータの手入力を要する。</li> </ul>							
H21年度実績額 (千円)	引 受		収入額 ②	納税誓約 額等 ③	徴収率 (%) ②/①	事前予 告効果 ④	負担金 ⑤	効果率 (%) (②+③+④)/⑤
	件数	税額 ①						
	957	1,611,703	389,566	215,603	24.17	1,680,586	98,480	2,321.03
負担金の ルール	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の滞納事案の引継ぎはないが、補助金として負担。 設置時：25,000千円 運営費(H21)：25,000千円</li> </ul> <p>[市町村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎負担割額：町村（人口1万人未満）50千円 （1～2万人未満）100千円 （2万人以上）150千円 市（10万人未満）250千円 （10万人以上）500千円</li> <li>処理件数割額：処理件数1件につき 69千円</li> <li>徴収実績割額：前々年度に本機構が徴収した実績額に10%を乗じて得た額</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置時：和歌山県市町村振興協会から補助金 10,000千円</li> </ul>							
その他 問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村から機構に派遣された職員が、税務以外へ異動するケースが多く、市町村へ滞納処分等のノウハウがフィードバックされない。</li> <li>構成数が30市町村であるため、会議等の取りまとめに苦慮する。</li> </ul>							



⑥ 徳島滞納整理機構

組織形態	一部事務組合	設立年月日	平成18年4月1日			
設立の経過	<p>平成17年 2月 知事から1年間で設置の指示（茨城県、三重県は2年間）          4月 税務課と市町村課が協議し、既存の一部事務組合を活用する方向で知事に報告          5月 「知事・市町村長会議」において知事から設置の提案          6月～「設立検討会」（第1～5回）          12月 市町村における議決（共同処理することの議決）          平成18年 2月 徳島縣市町村総合事務組合の規約の改正に係る県知事の許可（共同処理をする事務の追加）          4月 開所式</p>					
	<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事から茨城県や三重県を参考として1年で機構を設立するよう指示・県下を5ブロックに分け、各市町村税務課に県の方針を説明。</li> <li>・ 検討段階（アンケート）では、6市町村が不参加としていたが、知事から各首長に直接説明した経緯等から最終的に全市町村が参加。</li> </ul>					
組織の構成	市町村数		構成人員			
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計
	24	24	2	4	5	11
<p>〔特記事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣期間は、県及び市町村職員ともに2年</li> <li>・ 相互交流ではないため、派遣元で欠員を抱える。</li> <li>・ 機構に派遣された職員は、必ず納税課に配属（1～2年）されるため、滞納処分等のノウハウをフィードバックできるが、地元市町村で同様の業務を行えるかは、組織体制による。</li> <li>・ 既存の一部事務組合を活用して機構を設置していることから、機構では給与事務等総務業務を行っておらず、滞納処分業務に専念できる。</li> </ul>						
取扱税目	税目		料	その他（私債権等）		
	地方税法第5条各項に規定する市町村税		—	—		
引受内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に基準はないが、高額滞納事案及び徴収困難事案を移管対象。</li> <li>・ 各移管元との協議段階における表見財産から判断して、それぞれの負担金を上回る徴収見込が確保できることが最低条件。</li> <li>・ 移管件数は、直近の国勢調査の人口により設定、原則として各移管元にそれぞれの区分に応じた件数を移管。</li> <li>・ 総件数の変更がない範囲で各移管元の増減希望で調整。</li> <li>・ 引受期間は原則1年。ただし継続移管も可能。（最長3年間）</li> <li>・ 執行停止が相当である案件は、返還時に意見を付する。</li> <li>・ 事案は、毎年6月に一括して引き受ける。（滞納繰越分のみ）</li> <li>・ 市町村の要望により、平成21年度から国保税のみの案件も引受対象。</li> </ul>					

取組動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の徴収業務以外の業務を拡充する予定はない。</li> <li>・ 機構の存続期間は特に決めていないが、費用対効果等が問題となった場合に存続の議論となるのではないか。</li> <li>・ 現在、機構脱退の意向を示す市町村はない。</li> </ul>							
電算システムの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行県のシステムを参考として、滞納管理システムを導入。保守料は別途</li> <li>・ 各市町村では各々のシステムを導入しており、統一されてはいない。また、システムで管理していない町村もある。</li> <li>・ 引継ぎデータの交換は、所定の形式に市町村がデータを手入力する。</li> </ul>							
H21年度実績額 (千円)	引 受		収入額 ②	納税誓約 額等 ③	徴収率 (%) ②/①	事前予 告効果 ④	負担金 ⑤	効果率 (%) (②+③+④)/⑤
	件数	税額 ①						
	467	619,881	356,609	72,435	57.50	633,408	65,810	1,614.00
負担金の ルール	<p>[県]          設置時：15,000千円 運営費(H21)：10,000千円          * 補助金は設置時以降、年々縮小傾向。(H22：8,000千円)</p> <p>[市町村]          ・ 均 等 割：各100千円(小規模の2町村については50千円)          ・ 徴収実績割：前々年度の本税徴収額の10%          ・ 件 数 割：負担金総額(65,810千円)から均等割及び徴収実績割を差し引いた金額を総引受件数(467件)で割ったものを1件あたりの金額とし、各移管元の移管件数を掛けた金額。          なお、移管件数は、直近の国勢調査による人口により設定している。</p> <p>[その他]          ・ 設置時：市町村振興協会から補助金 10,000千円</p>							
その他 問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村では人口減少傾向にあり、件数割の見直し検討が必要。</li> <li>・ 案件が少ない市町村は、執行停止案件を引継ぎし、機構に判断を求める傾向もある。</li> <li>・ 県内全市町村が参加する6機構(静岡、茨城、三重、和歌山、徳島及び愛媛)では、年1回会議を開催し意見交換している。</li> </ul>							

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"><b>基本認識</b></div> <p>①基本認識にズレはないか？</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>&lt;現 状&gt;</b></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 30%;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税務分野の事務処理</td> <td>道内6地域で市町村税の滞納整理業務を共同処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道・市町村が個別処理</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>人口減少 ↓ 高齢化</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>&lt;転 機&gt;</b></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 30%;"> <tr> <td>中央集権から地域主権型社会への転換期</td> </tr> <tr> <td>税源移譲</td> </tr> <tr> <td>基礎自治体の行財政基盤の強化が必要</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>広域 ↓ 連携</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>&lt; 将 来 の 姿 &gt;</b></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 30%;"> <tr> <td>納税者の利便性向上</td> </tr> <tr> <td>税務事務の生産性向上など</td> </tr> </table> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><b>地方税の共同処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で効率的な税務執行体制の構築</li> <li>↓</li> <li>・未収金の縮減（徴収率の向上）</li> </ul> </div>	税務分野の事務処理	道内6地域で市町村税の滞納整理業務を共同処理		道・市町村が個別処理	中央集権から地域主権型社会への転換期	税源移譲	基礎自治体の行財政基盤の強化が必要	納税者の利便性向上	税務事務の生産性向上など	<p><b>※基本的にこの内容で了承され、次の意見が提出された。（H22. 12. 22）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な連携により、効果的で効率的な執行体制を構築する意義は大きい</li> <li>・市町村は住民との距離が近いため、滞納整理機構のような第三者機関はアナウンス効果の面からも有効。ただし、一定の処理件数が必要。</li> <li>・市町村は、差押えなどのノウハウは理解していても、諸事情により実施することができないことが多い。</li> <li>・道と市町村、市町村間の連携により、ノウハウを共有することは有意義。</li> <li>・徴税のノウハウを税外債権の回収に活かすことは効果的。</li> <li>・市町村で滞納になった案件を全て滞納整理機構で処理することができるようになれば、最も効率的。</li> </ul>																					
税務分野の事務処理	道内6地域で市町村税の滞納整理業務を共同処理																															
	道・市町村が個別処理																															
中央集権から地域主権型社会への転換期																																
税源移譲																																
基礎自治体の行財政基盤の強化が必要																																
納税者の利便性向上																																
税務事務の生産性向上など																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"><b>共同処理の現状</b></div> <p>①滞納整理機構、任意組織、短期併任のそれぞれの利点・課題(活動の限界)は？</p> <p>②管内に滞納整理機構が設置されているにも拘わらず、機構に参画しない理由として考えられることは？</p>	<p><b>[現状]</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>■滞納整理機構（地方自治法上の共同処理制度）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">一部事務組合</td> <td style="width: 55%;">渡島・檜山地方税滞納整理機構（H16.4.1～）未参画：函館</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日高管内地方税滞納整理機構（H19.4.1～）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>十勝市町村税滞納整理機構（H19.4.1～）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>釧路・根室広域地方税滞納整理機構(H19.4.1～) 未参画：釧路(市)・根室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上川広域滞納整理機構（H21.4.1～）未参画：旭川・士別・名寄・富良野・上富良野・中富良野・南富良野・占冠・和寒・剣淵・下川・美深・音威子府・中川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域連合</td> <td>後志広域連合（税務課）（H19.4.24～）未参画：寿都・岩内・余市・小樽</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>■任意組織（地方自治法に基づかない共同処理制度）</b> ※従事日数は月延べ5日間が限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>東胆振地方税徴収対策本部</td> <td>(H21.7.1～)</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>■短期併任（地方自治法に基づかない共同処理制度）</b> (H22年度～) ※従事日数は月延べ5日間が限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">H22 実施地域（5市町）</td> <td>空知総合振興局→由仁町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北見道税事務所→北見市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>釧路総合振興局→標茶町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>十勝総合振興局→幕別町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>胆振総合振興局→室蘭市</td> </tr> </table> </div>	一部事務組合	渡島・檜山地方税滞納整理機構（H16.4.1～）未参画：函館			日高管内地方税滞納整理機構（H19.4.1～）			十勝市町村税滞納整理機構（H19.4.1～）			釧路・根室広域地方税滞納整理機構(H19.4.1～) 未参画：釧路(市)・根室			上川広域滞納整理機構（H21.4.1～）未参画：旭川・士別・名寄・富良野・上富良野・中富良野・南富良野・占冠・和寒・剣淵・下川・美深・音威子府・中川		広域連合	後志広域連合（税務課）（H19.4.24～）未参画：寿都・岩内・余市・小樽		東胆振地方税徴収対策本部	(H21.7.1～)	H22 実施地域（5市町）	空知総合振興局→由仁町		北見道税事務所→北見市		釧路総合振興局→標茶町		十勝総合振興局→幕別町		胆振総合振興局→室蘭市	<p><b>※次の点について、意見が提出された。（H22. 12. 22）</b></p> <p><b>[滞納整理機構]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理機構の名義で強制的に執行が可能になることが利点。</li> <li>・その一方、最近では市町村から滞納整理機構に引き継ぐ件数は減っている（市町村の滞納額は決して減っているわけではない）。</li> </ul> <p><b>[任意組織]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道職員が構成市町村の税務職員を併任、市町村職員は各構成市町村の税務職員を併任することにより、徴収ノウハウや他町の取組を知ることができ、人材育成面で有効。</li> <li>・しかし、任意組織のため、市町村長名でなければ差押えができないことが活動の限界。（任意組織の限界を感じてほしい）</li> </ul> <p><b>[短期併任]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の徴収ノウハウを市町村に移転することができ、有効な取組。</li> <li>・その一方、市町村は業務処理の内容を部外者に見られたくないものもある。</li> </ul> <p><b>[滞納整理機構に参画しない理由]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的規模の大きな自治体は、単独で業務運営が可能であり、共同処理の必要性を認識していない。また、参加することに伴う人的及び金銭面の負担がネック。</li> <li>・小規模自治体は、処理件数が少ないため、必要性を認識していないところもある。</li> </ul>
一部事務組合	渡島・檜山地方税滞納整理機構（H16.4.1～）未参画：函館																															
	日高管内地方税滞納整理機構（H19.4.1～）																															
	十勝市町村税滞納整理機構（H19.4.1～）																															
	釧路・根室広域地方税滞納整理機構(H19.4.1～) 未参画：釧路(市)・根室																															
	上川広域滞納整理機構（H21.4.1～）未参画：旭川・士別・名寄・富良野・上富良野・中富良野・南富良野・占冠・和寒・剣淵・下川・美深・音威子府・中川																															
広域連合	後志広域連合（税務課）（H19.4.24～）未参画：寿都・岩内・余市・小樽																															
東胆振地方税徴収対策本部	(H21.7.1～)																															
H22 実施地域（5市町）	空知総合振興局→由仁町																															
	北見道税事務所→北見市																															
	釧路総合振興局→標茶町																															
	十勝総合振興局→幕別町																															
	胆振総合振興局→室蘭市																															

# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況				
<div data-bbox="186 227 680 285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>市町村と滞納整理機構の関係</b> </div> <p>①市町村の事務処理の内容に相違はないか？ また、市町村の規模によって、どのような点が違うのか。</p> <p>②徴収率が低迷の要因は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の経験不足(徴収ノウハウ)</li> <li>・ 役場と住民の距離が近いこと、法的措置(差押え、公売、滞納処分等の停止等)が不十分</li> <li>・ 住民意識に国税や道税を優先する傾向が強い？</li> </ul> <p>③滞納整理機構の事務処理に相違はないか？</p> <p>④市町村の徴収困難事案を滞納整理機構が引き受けるルールはあるか？</p> <p>⑤滞納整理機構が抱えている課題は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の経験不足</li> <li>・ 絶対的な職員数</li> <li>・ 市町村(議会)との対応</li> </ul>	<div data-bbox="721 235 1256 274" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>〔市町村の事務処理(標準例)〕</b> </div> <div data-bbox="1481 517 2044 556" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>〔滞納整理機構(標準例)〕</b> </div> <div data-bbox="735 1464 1201 1503" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>〔滞納整理機構の主な事案引受基準〕</b> </div> <table border="1" data-bbox="735 1506 2044 1787"> <thead> <tr> <th data-bbox="735 1506 1372 1555">山梨県滞納整理推進機構(任意組織)</th> <th data-bbox="1372 1506 2044 1555">茨城租税債権管理機構(一部事務組合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="735 1555 1372 1787"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税に滞納があり、滞納税額の総額が市にあっては概ね50万円以上、町村にあっては概ね30万円以上である事案で、滞納処分を行うに足りる財産を有するなど納税資力があると認められる滞納者に係るもの</li> <li>・ 緊急を要する事案又は市町村単独では処理が困難な事案と認められるもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="1372 1555 2044 1787"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の徴収意欲の減退を招かないようにするとともに、組合が市町村の下請機関にならないようにするため、市町村において基本的滞納整理(文書等各種催告及び組合移管の予告通告を含む。)が終了している案件であること。 (機構は、市町村が単独では処理困難な差押えや不動産公売などの強制的滞納整理を中心とする。)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	山梨県滞納整理推進機構(任意組織)	茨城租税債権管理機構(一部事務組合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税に滞納があり、滞納税額の総額が市にあっては概ね50万円以上、町村にあっては概ね30万円以上である事案で、滞納処分を行うに足りる財産を有するなど納税資力があると認められる滞納者に係るもの</li> <li>・ 緊急を要する事案又は市町村単独では処理が困難な事案と認められるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の徴収意欲の減退を招かないようにするとともに、組合が市町村の下請機関にならないようにするため、市町村において基本的滞納整理(文書等各種催告及び組合移管の予告通告を含む。)が終了している案件であること。 (機構は、市町村が単独では処理困難な差押えや不動産公売などの強制的滞納整理を中心とする。)</li> </ul>	<p>※次の点について、意見が提出された。 (H22. 12. 22)</p> <p>①市町村の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産差押えを行うケースは少ないため、徴収業務の多くは臨戸催告で止まっており、財産調査まで至らない。</li> <li>・ 滞納整理機構に引き継いでも徴収不能な場合、その結果(お墨付き)を理由として、欠損処理を行いやすくなると思われる市町村もあるが、欠損処理を行うこと自体に抵抗を感じているところもある。</li> <li>・ 市町村では、延滞金を徴収していないところが多い。</li> </ul> <p>②市町村と滞納整理機構の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が滞納整理機構に引き継いでいるのは、全ての住民税の滞納のうち、金額ベースでは7%程度、件数ベースでは、もっと率は低い。</li> <li>・ 財産調査業務がノウハウを要する。</li> <li>・ 特殊事情を除き、市町村が単独で徴収可能な案件や1件あたりの滞納額が少額の場合は、滞納整理機構に引き継ぐことはしない。</li> <li>・ 市町村が滞納整理機構に引き継ぐ事案の基準を明文化したものはない。滞納整理機構が引き継ぐ際には、予め市町村毎に処理件数を割り当て、引き継ぎを希望する案件について市町村とヒアリングを行った上で、引き継ぐことが多いが、ヒアリングを行わないで引き継ぐものもある。</li> <li>・ 滞納整理機構が引き継ぐ量的な目安は、職員1人あたり80件。</li> </ul> <p>③滞納整理機構の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内には、複数の滞納整理機構があるため、機構間の競争意識が良い方向に働いている。</li> <li>・ 長期的に組織を維持するという視点ではなく、まずは5年程度を目安に取組を行い、その後は状況を見て組織運営を考えることになっている。</li> <li>・ 滞納案件の大半は国保であり、税担当の道職員は、税ではなく国保のためという違和感がある。(市町村職員は、ほとんど違和感を感じない)</li> </ul>
山梨県滞納整理推進機構(任意組織)	茨城租税債権管理機構(一部事務組合)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税に滞納があり、滞納税額の総額が市にあっては概ね50万円以上、町村にあっては概ね30万円以上である事案で、滞納処分を行うに足りる財産を有するなど納税資力があると認められる滞納者に係るもの</li> <li>・ 緊急を要する事案又は市町村単独では処理が困難な事案と認められるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の徴収意欲の減退を招かないようにするとともに、組合が市町村の下請機関にならないようにするため、市町村において基本的滞納整理(文書等各種催告及び組合移管の予告通告を含む。)が終了している案件であること。 (機構は、市町村が単独では処理困難な差押えや不動産公売などの強制的滞納整理を中心とする。)</li> </ul>					

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">市町村と滞納整理機構の関係(つづき)</div>	<p style="text-align: right;">(山梨県滞納整理推進機構作成資料)</p> <p style="text-align: center;"><b>市町村税徴収率アップのための5つのポイント</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1 組織的に取り組む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一番重要なのは、首長が毅然とした姿勢を見せることである。</li> <li>・ 徴税職員のやる気を促し、様々な圧力から守ることが必要である。</li> <li>・ 滞納整理額や差押件数など数値目標を設定し、進行管理することが有効である。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>2 まず差押から実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に従った早期の差押えを実施すること。</li> </ul> <p>※地方税法（市町村民税については第 331 条）では、督促状の発送から 10 日経過しても納付しない場合は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>3 少額分納は原則認めない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年以内に完納の見込みのないような少額の分納は認めるべきではない。</li> <li>・ 少額分納は、職員の負担を増すとともに完納を困難にするため、徴収対策にとってむしろマイナスである。</li> </ul> <p>※分納の法的根拠は徴収猶予であり、徴収猶予は地方税法（第 15 条）によると原則 1 年以内とされている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>4 延滞金はしっかり徴収する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞金は地方税法（市町村民税については第 326 条）により納付しなければならないこととなっている。</li> <li>・ 延滞金は滞納者に対するペナルティであり、延滞金を徴収しないと滞納は増える。（滞納者に無利子融資を行うに等しい。）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>5 法令に則った不納欠損を行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税債権の時効は、差押等により中断しない限り 5 年で消滅する。（地方税法第 18 条）</li> <li>・ 時効により消滅した租税債権は不納欠損しなければならない。</li> <li>・ 徴収の困難なものについては、法令に従った執行停止や徴収猶予等を行うこと。（地方税法第 15 条～ 15 条の 7）</li> </ul> <p>※執行停止とは差押えなどの滞納処分を行わないこととすることであり、執行停止が 3 年間継続すると滞納者の納税義務は消滅する。</p> </div>	<p><b>④電算システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞金に対応したシステムになっていない。</li> <li>・ 滞納整理機構の業務処理ソフトは、上川と日高は職員が作成。それ以外の機構では、民間のシステム会社に委託。</li> <li>・ 市町村の基幹システムと滞納整理機構の業務処理ソフトは連動していないため、市町村からの引継件数が多くなると、引き継ぐためのデータ入力作業が膨大。</li> </ul> <p><b>⑤市町村の徴収率低迷の要因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の経験不足、住民との距離が近いことから法的措置が十分に行うことができない。</li> <li>・ 住民意識に国税や道税を優先する傾向が強いことなど</li> </ul> <p><b>⑥その他（新たな機構設立の課題点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな機構の設立のためには、ある程度の処理件数は必要。</li> <li>・ また、機構を設立する際の職員派遣などの理由から、機構設立が難しい状況になっている。</li> </ul>


## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>先進府県の取組動向</b> </div> <p>①先進府県の特徴と実態は？</p> <p>②先進府県への現地調査の適否 ・実施する場合、いつ、どこに、どのような内容で調査を行うか？ ・調査体制は？</p> <p>③先進府県の動向から、市町村税だけではなく、道税も共同処理の対象とすることの適否？</p> <p>④先進府県の動向から、徴収（滞納整理）業務だけではなく、課税業務も視野に入れることの適否？</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">府県名</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>京都府</b></td> <td> <b>（府・市町村一体型）</b>                      ・府及び京都市を除く府内市町村が参加する「京都地方税機構（広域連合）」を設立（H21.8）し、滞納整理事務の共同処理を行っている。（課税に関する事務の協働かも視野に入れている）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>静岡県</b></td> <td> <b>（県・市町村一体型）</b>                      ・県及び県内全市町村が参加する「静岡県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立（H20.1）し、滞納整理事務のほか、徴収業務についても共同処理を行っている。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>長野県</b></td> <td> <b>（県・市町村一体型）</b>                      ・地方税共同化検討委員会（市町村職員と県職員の実務者）により、徴収業務と課税業務の共同化について検討（H22.1 検討結果報告）。                      ・県及び県内全市町村が参加する「長野県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立し、滞納整理事務の共同処理を H23.4 から開始する予定。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>和歌山県 徳島県</b></td> <td> <b>（市町村共同型）</b>                      ・県内全市町村が参加する一部事務組合により、滞納整理業務を共同化し、高い徴収率を維持している。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>岡山県 香川県</b></td> <td> <b>（市町村共同の一部事務組合と任意組織の連携型）</b>                      ・両県とも、昭和 30～40 年代に市町村税に係る滞納整理の共同処理体制を組織化                          岡山県市町村税整理組合（S33）                          大川広域行政組合（S45）                          小豆地区広域行政組合（S46）                          中讃広域行政組合（S46）                          三観広域行政組合（S46）                      ・悪質な滞納案件など、県の任意組織で対応                          岡山県滞納整理推進機構（H21）                          （対象は住民税のみ）                          香川滞納整理推進機構（H17）                 </td> </tr> </tbody> </table>	府県名	内 容	<b>京都府</b>	<b>（府・市町村一体型）</b> ・府及び京都市を除く府内市町村が参加する「京都地方税機構（広域連合）」を設立（H21.8）し、滞納整理事務の共同処理を行っている。（課税に関する事務の協働かも視野に入れている）	<b>静岡県</b>	<b>（県・市町村一体型）</b> ・県及び県内全市町村が参加する「静岡県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立（H20.1）し、滞納整理事務のほか、徴収業務についても共同処理を行っている。	<b>長野県</b>	<b>（県・市町村一体型）</b> ・地方税共同化検討委員会（市町村職員と県職員の実務者）により、徴収業務と課税業務の共同化について検討（H22.1 検討結果報告）。 ・県及び県内全市町村が参加する「長野県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立し、滞納整理事務の共同処理を H23.4 から開始する予定。	<b>和歌山県 徳島県</b>	<b>（市町村共同型）</b> ・県内全市町村が参加する一部事務組合により、滞納整理業務を共同化し、高い徴収率を維持している。	<b>岡山県 香川県</b>	<b>（市町村共同の一部事務組合と任意組織の連携型）</b> ・両県とも、昭和 30～40 年代に市町村税に係る滞納整理の共同処理体制を組織化 岡山県市町村税整理組合（S33） 大川広域行政組合（S45） 小豆地区広域行政組合（S46） 中讃広域行政組合（S46） 三観広域行政組合（S46） ・悪質な滞納案件など、県の任意組織で対応 岡山県滞納整理推進機構（H21） （対象は住民税のみ） 香川滞納整理推進機構（H17）	<p>※先進府県の現地調査を行うこととするが、調査時期や訪問先については、今後のワーキンググループの検討内容を考慮して決めることとなった。（H22.12.22）</p> <p>※調査検討の対象から道税との共同化を排除せず、まずは幅広く検討を行うこととした。また、電算システムの共同化という根本的な問題があるが、現段階で課税業務の共同化は排除しないこととした。（H22.12.22）</p> <p>※提出された主な意見は次のとおり。（H22.12.22）</p> <p>①先進府県の特徴と実態</p> <p><b>【府県・市町村一体型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、課税業務についてもシステム統合することにしてきたが、現段階では徴収業務のみで、課税は見送られている状況。</li> <li>また、静岡県の徴収率は大きく順位を落としており、都道府県別で沖縄県を抜いて最下位になった。</li> </ul> <p><b>【市町村共同型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県や徳島県では、機構設立後に徴収率を大きく伸ばしている。</li> </ul> <p><b>【市町村共同の一部事務組合と任意組織の連携型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県や香川県は、徴収率が良い。</li> </ul> <p>②先進府県の現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査は行った方が良い。</li> <li>・オール北海道で共同処理するものと各地域単位で処理するものが区分できれば、岡山県や香川県のような2層体制も参考になるかもしれない。</li> <li>・香川県は行政面積が小さすぎる。</li> </ul> <p>③道税の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村税と道税を共同処理することは、道税だけの視点から言えば、道税の徴収率低下が懸念されるため、メリットを感じない。</li> <li>・ワーキンググループとしての調査検討としては、まずは幅広く検討を行う方が良い。</li> </ul> <p>④課税業務の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税業務の共同化は、電算システムの統合が最も効果的であるが、現実的にはかなり難しい。</li> <li>・固定資産税の評価業務は、同一基準により評価を行っているが、裁量幅があるため、統一化する意義はある。</li> <li>・固定資産税の評価は、既に、市町村は木造、道は非木造という役割分担がなされている。</li> </ul>
府県名	内 容													
<b>京都府</b>	<b>（府・市町村一体型）</b> ・府及び京都市を除く府内市町村が参加する「京都地方税機構（広域連合）」を設立（H21.8）し、滞納整理事務の共同処理を行っている。（課税に関する事務の協働かも視野に入れている）													
<b>静岡県</b>	<b>（県・市町村一体型）</b> ・県及び県内全市町村が参加する「静岡県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立（H20.1）し、滞納整理事務のほか、徴収業務についても共同処理を行っている。													
<b>長野県</b>	<b>（県・市町村一体型）</b> ・地方税共同化検討委員会（市町村職員と県職員の実務者）により、徴収業務と課税業務の共同化について検討（H22.1 検討結果報告）。 ・県及び県内全市町村が参加する「長野県地方税滞納整理機構（広域連合）」を設立し、滞納整理事務の共同処理を H23.4 から開始する予定。													
<b>和歌山県 徳島県</b>	<b>（市町村共同型）</b> ・県内全市町村が参加する一部事務組合により、滞納整理業務を共同化し、高い徴収率を維持している。													
<b>岡山県 香川県</b>	<b>（市町村共同の一部事務組合と任意組織の連携型）</b> ・両県とも、昭和 30～40 年代に市町村税に係る滞納整理の共同処理体制を組織化 岡山県市町村税整理組合（S33） 大川広域行政組合（S45） 小豆地区広域行政組合（S46） 中讃広域行政組合（S46） 三観広域行政組合（S46） ・悪質な滞納案件など、県の任意組織で対応 岡山県滞納整理推進機構（H21） （対象は住民税のみ） 香川滞納整理推進機構（H17）													

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>先進府県の訪問調査</b> </div> <p>①先進府県の調査体制は？</p> <p>②調査事項は？</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">班 名</th> <th style="width: 35%;">訪問機関名</th> <th style="width: 25%;">訪問調査日</th> <th style="width: 30%;">調査員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1班</td> <td>京都地方税機構 滋賀地方税滞納整理機構</td> <td>平成23年1月31日～2月1日</td> <td>鈴木・池田</td> </tr> <tr> <td>第2班</td> <td>静岡地方税滞納整理機構 長野県地方税滞納整理機構</td> <td>平成23年2月16日～17日</td> <td>後藤・平野</td> </tr> <tr> <td>第3班</td> <td>和歌山県地方税回収機構 徳島滞納整理機構</td> <td>平成23年2月1日～2日</td> <td>永井・阿部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事前に調査事項を連絡した上で、訪問時に内容詳細を確認する。また、今後の検討作業にあたり、訪問調査後でも電話等による聞き取りを行うことができる関係を構築する。</p> <p>&lt;訪問調査時の主な聞き取り事項&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設立の端緒</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立に至った経緯 (発案者、市町村への根回し・事前協議、首長や議会の反応)</li> <li>・ 事前検討会やWGを経て設立した場合等、関係資料を入手する</li> <li>・ 市長会、町村会に関わり方など</li> <li>・ 電算システムの統合化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市町村の要望や問題点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村間の温度差 (参加を渋る市町村はなかったか。人口規模が大きい市の対応など)</li> <li>・ 市町村間で徴収率に開きはないか。(管内徴収率一覧表の入手)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な業務内容(引受条件、処理期間など完納に至るまでの流れ)</li> <li>・ 処理税目の範囲 (市町村税のほか、国保税(料)や私債権、また、県税も扱うのか。)</li> <li>・ 差押のほか、処分停止調査など</li> <li>・ 今後業務を拡充する予定はあるか。(課税業務など)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立までの費用、年間に要する費用、構成団体の費用負担の仕組み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>構成員の人事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の形態、役割分担</li> <li>・ 県及び市町村間の交流人事等の仕組み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>問題点、改善点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引受け案件の減少や負担金の問題等で脱退意向のある市町村はないか。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広域連合等にできなかった理由 (任意組織の場合)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が各市町村(議会)の問題か。</li> <li>・ 今後、広域連合等に移行する予定はあるのか。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	班 名	訪問機関名	訪問調査日	調査員	第1班	京都地方税機構 滋賀地方税滞納整理機構	平成23年1月31日～2月1日	鈴木・池田	第2班	静岡地方税滞納整理機構 長野県地方税滞納整理機構	平成23年2月16日～17日	後藤・平野	第3班	和歌山県地方税回収機構 徳島滞納整理機構	平成23年2月1日～2日	永井・阿部	区 分	内 容	設立の端緒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立に至った経緯 (発案者、市町村への根回し・事前協議、首長や議会の反応)</li> <li>・ 事前検討会やWGを経て設立した場合等、関係資料を入手する</li> <li>・ 市長会、町村会に関わり方など</li> <li>・ 電算システムの統合化</li> </ul>	市町村の要望や問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村間の温度差 (参加を渋る市町村はなかったか。人口規模が大きい市の対応など)</li> <li>・ 市町村間で徴収率に開きはないか。(管内徴収率一覧表の入手)</li> </ul>	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な業務内容(引受条件、処理期間など完納に至るまでの流れ)</li> <li>・ 処理税目の範囲 (市町村税のほか、国保税(料)や私債権、また、県税も扱うのか。)</li> <li>・ 差押のほか、処分停止調査など</li> <li>・ 今後業務を拡充する予定はあるか。(課税業務など)</li> </ul>	負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立までの費用、年間に要する費用、構成団体の費用負担の仕組み</li> </ul>	構成員の人事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の形態、役割分担</li> <li>・ 県及び市町村間の交流人事等の仕組み</li> </ul>	問題点、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引受け案件の減少や負担金の問題等で脱退意向のある市町村はないか。</li> </ul>	広域連合等にできなかった理由 (任意組織の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が各市町村(議会)の問題か。</li> <li>・ 今後、広域連合等に移行する予定はあるのか。</li> </ul>	<p>※左記の調査体制及び調査事項により調査を実施することとなった。 (H23.1.20)</p> <p>※調査の結果を報告し、討議した。 (H23.3.3)</p> <p>&lt;設立の経過&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県が全国で初めに機構を設立。道や他府県は、その事例を参考にして機構を立ち上げている。静岡県は、茨城県を参考にして徴収の共同化を考え、長野県では、静岡県の事例を参考として検討を行ったため、課税の共同化を含め、短期間で検討することができた。</li> <li>・ 静岡県及び長野県と北海道が違う点は、県が参加しているかどうか。</li> <li>・ 全県単位で行うには、県の関与やコーディネートが不可欠であり、県として明確に旗を振らない限り、なかなか難しい。</li> <li>・ 静岡県では、政令市である静岡や浜松の参加が不可欠であるため、丁寧に説得を行い、他の市町村に対してはもまめに説明を行っていた。</li> <li>・ 長野県は、長野市長から設立の要望を受けていたため、長野市の参加への説得は苦慮しなかった。反対する市もあったため、説得に労を要したが、副知事のリーダーシップで進めた。</li> <li>・ 県内市町村をまとめ上げ、共同処理を進めて行くということは、トップの強力な力が必要。市町村を巻き込むのは、県のトップが強力に打ち出しをして、市町村のトップに意識を持って貰わない限り、事務的な積み上げで進めて行くことは難しい。道の場合は、知事、市長会長、町村会長が同じ認識を持ってやっていけば良いのではないか。</li> <li>・ 県内の構成市町村の数にもよると思うが、長野県のように77市町村あってもまとまる。道内の場合、札幌市が参加することになれば、それに習うところも多くなるのでは。</li> <li>・ 道と札幌市がスクラムを組んで進めることができれば良いと思う。</li> <li>・ 滋賀県、徳島県及び和歌山県の共同化の内容は、北海道の滞納整理機構に近い。京都府、静岡県及び長野県は、課税業務を含めた検討を行い、静岡県は断念したが、京都府はまだ進めていない(断念していない)。</li> <li>・ 長野県は、課税を視野に入れつつ徴収の広域化を進めている状況。</li> </ul>
班 名	訪問機関名	訪問調査日	調査員																															
第1班	京都地方税機構 滋賀地方税滞納整理機構	平成23年1月31日～2月1日	鈴木・池田																															
第2班	静岡地方税滞納整理機構 長野県地方税滞納整理機構	平成23年2月16日～17日	後藤・平野																															
第3班	和歌山県地方税回収機構 徳島滞納整理機構	平成23年2月1日～2日	永井・阿部																															
区 分	内 容																																	
設立の端緒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立に至った経緯 (発案者、市町村への根回し・事前協議、首長や議会の反応)</li> <li>・ 事前検討会やWGを経て設立した場合等、関係資料を入手する</li> <li>・ 市長会、町村会に関わり方など</li> <li>・ 電算システムの統合化</li> </ul>																																	
市町村の要望や問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村間の温度差 (参加を渋る市町村はなかったか。人口規模が大きい市の対応など)</li> <li>・ 市町村間で徴収率に開きはないか。(管内徴収率一覧表の入手)</li> </ul>																																	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な業務内容(引受条件、処理期間など完納に至るまでの流れ)</li> <li>・ 処理税目の範囲 (市町村税のほか、国保税(料)や私債権、また、県税も扱うのか。)</li> <li>・ 差押のほか、処分停止調査など</li> <li>・ 今後業務を拡充する予定はあるか。(課税業務など)</li> </ul>																																	
負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立までの費用、年間に要する費用、構成団体の費用負担の仕組み</li> </ul>																																	
構成員の人事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の形態、役割分担</li> <li>・ 県及び市町村間の交流人事等の仕組み</li> </ul>																																	
問題点、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引受け案件の減少や負担金の問題等で脱退意向のある市町村はないか。</li> </ul>																																	
広域連合等にできなかった理由 (任意組織の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が各市町村(議会)の問題か。</li> <li>・ 今後、広域連合等に移行する予定はあるのか。</li> </ul>																																	

税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況
<div data-bbox="186 227 675 285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     先進府県の訪問調査（つづき）                 </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県や徳島県などは、道内の滞納整理機構と同じような取組だが、市町村への職員派遣については、道では相互交流で行っているのに対して、県では、県からの片側派遣（県職員の給与は機構が負担）で対応している。また、財政面においても、県から2,500万円～3,000万円の補助金を出している。両県では、県からのこれだけの支援を行い、市町村の徴収体制を強化することにより、住民税として県に反映されるというメリットがあることを説明し、納得してもらっている。北海道も、メリットを明確にした上で、進めて行く必要がある。</li> <li>・長野県は、検討に当たり、全ての徴収業務、滞納繰越分の徴収業務、大口困難案件のみ、団体ごとに選択の4案を検討し、最も設置に時間がかからないものとして、大口困難案件から着手することにしたが、将来的には業務範囲の拡充を考えている。また、課税については検討中である。</li> </ul> <div data-bbox="2326 884 2381 950" style="text-align: center;">  </div> <p>※先進府県の訪問調査の結果を踏まえた、共同処理の業務範囲の検討結果については、「共同化の検討」の該当欄に記載</p>



## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>共同処理の業務範囲</b></div> <p>①基本的な考え方は？</p> <p>②現行法上の制約は？</p> <p>③共同処理の具体的業務は？ (業務仕分け)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書・納税通知書の印刷及び発送</li> <li>・ 申告内容の確認・電算入力</li> <li>・ 課税対象調査及び不申告・未申告調査</li> <li>・ 督促状の作成・送付の共同処理</li> <li>・ 不服審査事務の一括処理</li> </ul>	<p><b>〔基本認識〕</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■スケールメリットのある業務、専門性の高い業務など、共同処理が合理的かつ効果的な業務を対象範囲とする。</p> </div> <p><b>〔現行法上の制約〕</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>①立法権（税条例の制定） →地方税法により、地方団体の権限であるため、共同処理は不可。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>②申告納税方式における更正・決定、賦課課税方式における賦課決定等の租税債権を確定する権限 →地方税法により、地方団体の長の権限であり、賦課決定等（行政処分）に係る共同処理は不可。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>③督促、還付、充当 →課税権の行使に密接に関係し、地方税法により地方団体の長の権限とされており、共同処理は不可。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④犯則取締り →地方税法により、地方団体の長の権限とされており、共同処理は不可。</p> </div> <p><b>〔総務省通知(H16.4 自治税務局企画課長)〕</b>  <b>「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■「相手方の意に反して行う差し押さえ・公売などの強制処分は、地方税法が徴税吏員に実施主体を限定しており」、こうした公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない。」</p> <p style="text-align: center;">↓しかし</p> <p>■「地方税法は公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまで禁じているわけではない」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納者に対する電話での自主納付の呼びかけ</li> <li>・ コンビニエンスストアによる収納業務</li> <li>・ インターネットオークションによる入札関係業務</li> <li>・ 不動産公売情報の配布・広報宣伝業務など、民間委託できる業務を例示。</li> </ul> </div> <p><b>〔主な業務の類型化〕</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■<b>オール北海道（1元集約）の共同処理が適する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 督促状や催告書の一括作成及び発送</li> <li>・ 電話催告（機械的伝達事項）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■<b>地域単位での共同処理が適する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話催告（相談）</li> <li>・ 納税折衝（文書・臨戸）</li> <li>・ 財産調査</li> <li>・ 滞納処分（財産差押、換価（公売等）、配当）</li> <li>・ 還付・充当（データ作成）</li> <li>・ 徴収猶予・換価猶予（調査）</li> <li>・ 延滞金減免・滞納処分の停止（調査）</li> <li>・ 不納欠損（調査）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■<b>市町村単位での処理が適する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税権に基づく決議・窓口業務（還付・充当、徴収猶予・換価猶予、延滞金減免・滞納処分の停止、不納欠損）</li> </ul> </div>	<p>※次の点について、意見が提出された。 (H23. 1. 20)</p> <p><b>〔基本認識〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケールメリットのある業務、専門性の高い業務など、共同処理が合理的かつ効果的な業務を対象範囲として検討作業を行う。</li> </ul> <p><b>〔現行法上の制約〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、地方自治法が改正され、行政機関等の共同設置（税務課の共同設置）が可能になることが考えられるので、これまでの法人格を有する広域連合や一部事務組合のような形ではない共同処理形態も考えられる。</li> <li>・ 道内では、20以上の市町村でコンビニ収納を実施（予定を含む）しており、道税においてもコンビニ収納とインターネット公売を実施している。</li> <li>・ 札幌や江別では、コールセンターを開設して滞納整理を行っている。</li> </ul> <p><b>〔共同処理の体制〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全道一元処理、地域単位の処理、市町村の処理の3区分で処理を行う姿を想定し、それぞれが担う業務について検討を行う。</li> <li>・ 検討に当たっては、既設の滞納整理機構などの広域的な組織やその組織に参加している市町村の立場を踏まえた検討が必要。</li> <li>・ 現在、広域的な滞納整理組織が設立されていない地域に、新たな組織を設立することは難しいので、未設置地域に係る地域単位の処理は、全道一元処理の組織が担わざるを得ないのではないか。</li> <li>・ 全道一元処理の組織が地域単位の処理を行う場合には、滞納整理組織が設立されている地域と未設置地域の市町村の負担金の扱いなどを考慮する必要があるのではないか。</li> <li>・ 全道一元処理の組織と各地域単位の組織を一組織にし、道及び市町村の徴税吏員が併任することで、機動的かつ効果的な体制が構築できないか。</li> </ul> <p>※京都府における検討結果を参考として、業務の類型化の検討を行い、左記のとおり分類した。(H23. 1. 20)</p>

# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																																																																																																																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">共同処理の業務範囲（つづき）</div>	<p>＜他府県の徴収業務の取扱状況＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">組織名</td> <td style="width: 35%;">京都地方税機構</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td style="width: 10%;">広域連合</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td style="width: 20%;">H21.8.5</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平19.5 学識経験者、実務経験者、行政経験者等外部有識者で構成する京都府税務共同化推進委員会を設置</li> <li>◆平19.12 京都府税務共同化推進委員会が、府税及び市町村税に係る税業務の共同化を推進する「京都府税務共同化推進委員会まとめ（税業務共同化に向けた提言）」を取りまとめ</li> <li>◆平20.2 町村会、市長会において、税務共同化組織設立準備委員会の立上げを確認</li> <li>◆平20.4 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会を設立。検討部会を設け、税務共同化に向けて整理すべき項目に対応した検討調整を進める</li> </ul>                     …以降、3回の委員会を経て、平21.7に総務大臣あて広域連合の設立許可を申請                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="5">                     (1) 構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、広域連合へ移管した事案に係る滞納整理事務                      (2) 構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務                      (3) 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務                      (4) 地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組織構成 (人員体制)</td> <td colspan="2">市町村数</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td>参画市町村</td> <td>県内市町村</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25</td> <td>26</td> <td>100</td> <td>86</td> <td>—</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="5">原則3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設立準備組織</td> <td>設立年月日</td> <td>名 称</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H20.4.15</td> <td>京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td colspan="2">税 目</td> <td colspan="2">料</td> <td colspan="2">その他(私債権等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村税、府税の全税目</td> <td colspan="2">国民健康保険料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">組織名</td> <td style="width: 35%;">滋賀県地方税滞納整理機構</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td style="width: 10%;">任意組織</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td style="width: 20%;">H20.4.1</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="5">                     地方税の徴収対策に関する市町連携・支援として、平成15年2月に「滋賀県地方税務協議会」を設置し、徴収対策を主な事項として毎年県内市町の副市長が一堂に会している。平成17年4月に県滞納整理特別対策室を設置し、地方税法48条を適用した住民税対策を本格的に始動した。平成19年4月からは市町との共同徴収の取り組みを強化するため市町へ県職員を常駐させる体形を取った。平成20年4月から税源移譲後の対策として、県と市町の協働による地方税の滞納額の縮減と税務職員の徴収技術の向上を図るため、上記地方税務協議会を綱に位置づけて機構を設置した。                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="5">                     1. 県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業                      2. 県職員の短期派遣事業                      3. 県による個人住民税の直接徴収事業                      4. 共同催告・共同公売事業                      5. 徴収事務研修事業 等                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組織構成 (人員体制)</td> <td colspan="2">市町村数</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td>参画市町村</td> <td>県内市町村</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="5">4月～9月、10月～翌年3月の各6カ月間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設立準備組織</td> <td>設立年月日</td> <td>名 称</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※準備組織設置していない</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td colspan="2">税 目</td> <td colspan="2">料</td> <td colspan="2">その他(私債権等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町税の全税目</td> <td colspan="2">(国民健康保険料)</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	組織名	京都地方税機構	組織形態	広域連合	設立年月日	H21.8.5	設立の端緒	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平19.5 学識経験者、実務経験者、行政経験者等外部有識者で構成する京都府税務共同化推進委員会を設置</li> <li>◆平19.12 京都府税務共同化推進委員会が、府税及び市町村税に係る税業務の共同化を推進する「京都府税務共同化推進委員会まとめ（税業務共同化に向けた提言）」を取りまとめ</li> <li>◆平20.2 町村会、市長会において、税務共同化組織設立準備委員会の立上げを確認</li> <li>◆平20.4 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会を設立。検討部会を設け、税務共同化に向けて整理すべき項目に対応した検討調整を進める</li> </ul> …以降、3回の委員会を経て、平21.7に総務大臣あて広域連合の設立許可を申請					業務概要	(1) 構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、広域連合へ移管した事案に係る滞納整理事務 (2) 構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務 (3) 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務 (4) 地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務					組織構成 (人員体制)	市町村数		構成人員				参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計		25	26	100	86	—	186	派遣期間	原則3年					設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員						県	市町村	その他	計		H20.4.15	京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会	7	5	—	12	取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)		市町村税、府税の全税目		国民健康保険料		—		組織名	滋賀県地方税滞納整理機構	組織形態	任意組織	設立年月日	H20.4.1	設立の端緒	地方税の徴収対策に関する市町連携・支援として、平成15年2月に「滋賀県地方税務協議会」を設置し、徴収対策を主な事項として毎年県内市町の副市長が一堂に会している。平成17年4月に県滞納整理特別対策室を設置し、地方税法48条を適用した住民税対策を本格的に始動した。平成19年4月からは市町との共同徴収の取り組みを強化するため市町へ県職員を常駐させる体形を取った。平成20年4月から税源移譲後の対策として、県と市町の協働による地方税の滞納額の縮減と税務職員の徴収技術の向上を図るため、上記地方税務協議会を綱に位置づけて機構を設置した。					業務概要	1. 県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業 2. 県職員の短期派遣事業 3. 県による個人住民税の直接徴収事業 4. 共同催告・共同公売事業 5. 徴収事務研修事業 等					組織構成 (人員体制)	市町村数		構成人員				参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計		19	19	18	8	—	26	派遣期間	4月～9月、10月～翌年3月の各6カ月間					設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員						県	市町村	その他	計								※準備組織設置していない						取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)		市町税の全税目		(国民健康保険料)		なし		<p>※先進府県の訪問調査の結果を踏まえ、次の点について、意見が提出された。(H23.3.3)</p> <p>＜軽自動車税の申告書のデータ化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県各市町村では、軽自動車の申告の二重課税の問題があり、改善しなければならないとのことであったが、税額が小さく、手間やコストをかけたくないため、軽自動車の申告情報のデータ化を機構で行ったこととなった。共同化による増収効果はないが、事務の効率化という点から取り組むようである。</li> <li>・静岡県で行っている軽自動車税の課税用データの電子化も対応可能であると思う。また、軽自動車税なら、道のデータに結びつけることは可能である。</li> </ul> <p>＜徴収システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡島地域の滞納整理機構の設立時には、時効管理のソフトが無かったため、職員が手作業で確認しながら対応していたが、京都では、市町村からデータを取り込む時に、時効の援用に対応したものとなっているようである。</li> <li>・京都では、共同徴収システムの開発経費で約1億円を要した。これとは別に、市町村の税務システムの改修費用は、各市町村で負担することとしている。</li> </ul> <p>＜課税システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都では、課税業務の共同化のため、H24は法人住民税、H25は固定資産税（償却資産）、H26は個人住民税のシステムを構築していく計画となっているが、そのための整備費用は膨大である。総務省から来ている副知事のカもあり、本年度分の開発経費は、国のクラウド実証実験の予算を活用している。個人住民税はエルタックスのシステムを使い、市町村には既存のシステムを残さないことを検討している。</li> <li>・システムを統合することは、静岡県でも難しいとのことであり、京都府もまだシステム構築への多額の投資が必要な状況。このような状況で、どこまで踏み込むか。</li> </ul>
組織名	京都地方税機構	組織形態	広域連合	設立年月日	H21.8.5																																																																																																																																																													
設立の端緒	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平19.5 学識経験者、実務経験者、行政経験者等外部有識者で構成する京都府税務共同化推進委員会を設置</li> <li>◆平19.12 京都府税務共同化推進委員会が、府税及び市町村税に係る税業務の共同化を推進する「京都府税務共同化推進委員会まとめ（税業務共同化に向けた提言）」を取りまとめ</li> <li>◆平20.2 町村会、市長会において、税務共同化組織設立準備委員会の立上げを確認</li> <li>◆平20.4 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会を設立。検討部会を設け、税務共同化に向けて整理すべき項目に対応した検討調整を進める</li> </ul> …以降、3回の委員会を経て、平21.7に総務大臣あて広域連合の設立許可を申請																																																																																																																																																																	
業務概要	(1) 構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、広域連合へ移管した事案に係る滞納整理事務 (2) 構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務 (3) 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務 (4) 地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務																																																																																																																																																																	
組織構成 (人員体制)	市町村数		構成人員																																																																																																																																																															
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																																																																																																												
	25	26	100	86	—	186																																																																																																																																																												
派遣期間	原則3年																																																																																																																																																																	
設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員																																																																																																																																																															
			県	市町村	その他	計																																																																																																																																																												
	H20.4.15	京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会	7	5	—	12																																																																																																																																																												
取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)																																																																																																																																																													
	市町村税、府税の全税目		国民健康保険料		—																																																																																																																																																													
組織名	滋賀県地方税滞納整理機構	組織形態	任意組織	設立年月日	H20.4.1																																																																																																																																																													
設立の端緒	地方税の徴収対策に関する市町連携・支援として、平成15年2月に「滋賀県地方税務協議会」を設置し、徴収対策を主な事項として毎年県内市町の副市長が一堂に会している。平成17年4月に県滞納整理特別対策室を設置し、地方税法48条を適用した住民税対策を本格的に始動した。平成19年4月からは市町との共同徴収の取り組みを強化するため市町へ県職員を常駐させる体形を取った。平成20年4月から税源移譲後の対策として、県と市町の協働による地方税の滞納額の縮減と税務職員の徴収技術の向上を図るため、上記地方税務協議会を綱に位置づけて機構を設置した。																																																																																																																																																																	
業務概要	1. 県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業 2. 県職員の短期派遣事業 3. 県による個人住民税の直接徴収事業 4. 共同催告・共同公売事業 5. 徴収事務研修事業 等																																																																																																																																																																	
組織構成 (人員体制)	市町村数		構成人員																																																																																																																																																															
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																																																																																																												
	19	19	18	8	—	26																																																																																																																																																												
派遣期間	4月～9月、10月～翌年3月の各6カ月間																																																																																																																																																																	
設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員																																																																																																																																																															
			県	市町村	その他	計																																																																																																																																																												
※準備組織設置していない																																																																																																																																																																		
取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)																																																																																																																																																													
	市町税の全税目		(国民健康保険料)		なし																																																																																																																																																													

# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																																																																																																																																																																																								
<div data-bbox="186 227 680 285" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>共同処理の業務範囲（つづき）</b> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">組織名</td> <td colspan="2">静岡地方税滞納整理機構</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td>広域連合</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td colspan="2">平成20年1月15日</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="7">                     税源移譲により、個人の市町村民税と県民税は合わせて平年度ベースで1,000億円を超え、滞納額の増加が見込まれることから、より効率的に滞納額を縮減するためには、市町と県が連携して滞納整理に取り組むことが極めて効果的であるとの考えに立ち、平成18年度から地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合の設立に向けて、県と市町で具体的な調整、協議を進めた結果、平成19年10月に県とすべての市町の協議が整い、平成20年1月10日に総務大臣の設置許可を受けて、平成20年1月15日に広域連合「静岡地方税滞納整理機構」が発足した。                      また、平成19年度から漸進的に税務事務の一元化を進める（漸進的一元化）方針で、県と市町が検討、協議を進め、協議の整った課税に係る税務研修事務、軽自動車関係税の申告書受付処理等事務について、平成22年度から広域連合で実施している。                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="7">                     ①構成団体から引受けた滞納事案に関する滞納処分事務                      ②徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務                      ③構成団体の職員に対する税務研修事務                      ④軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報告書の受付、審査、保管等事務                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組織構成 (人員体制)</td> <td colspan="3">市町村数</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td>参画市町村</td> <td>県内市町村</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23市12町</td> <td>23市12町</td> <td>3人</td> <td>14人</td> <td>13人</td> <td colspan="2">30人</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="7">原則2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設立準備組織</td> <td>設立年月日</td> <td colspan="2">名 称</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td colspan="3">計</td> </tr> <tr> <td>H17. 3</td> <td colspan="2">地方税一元化あり方検討会</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H18. 7</td> <td colspan="2">地方税一元化連絡会議</td> <td colspan="4">県・全市町村税務主管局部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H19. 4</td> <td colspan="2">静岡地方税滞納整理機構設立準備会</td> <td colspan="4">同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td colspan="2">税 目</td> <td colspan="2">料</td> <td colspan="3">その他(私債権等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全税目</td> <td colspan="2">なし</td> <td colspan="3">なし</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">組織名</td> <td colspan="2">長野県地方税滞納整理機構</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td>広域連合</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td colspan="2">H22.12.27</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="7">                     ・H19年1月にボイス81(知事と市町村長との意見交換会)で長野市長から地方税の共同徴収について提案があり、同月、副知事から市町村課長、税務課長に対し、課税まで含めた地方税一元化の検討について指示がなされ、H20年度から全市町村と県で「地方税共同化検討委員会」を設置し検討を開始した。                      ・その後2年間の検討の結果、徴収業務は喫緊の課題であり、準備期間が短期間で全団体が参加可能な形態が望ましいこと等から、大口困難案件の徴収業務の共同化を実施し、H23年度から業務開始を目指すことで合意した。                      ・また、機構の業務開始3年後程度を目処に、共同化の効果や滞納の動向等を検証し、共同化の範囲拡大について検討・判断する。                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="7">                     ・長野県及び県内77の全市町村が参加                      ・執行機関組織一連合長、副連合長、会計管理者(徴収第一課長が兼務)、事務局17人(県と市町村からの派遣職員で構成)                      顧問3人(国税OB、警察OB、弁護士)                      ・市町村単独では処理困難な滞納事案1,000件を引き受け、滞納整理を行う。(県は市町村との重複案件を移管)                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組織構成 (人員体制)</td> <td colspan="3">市町村数</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td>参画市町村</td> <td>県内市町村</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77市町村 (19市23町35村)</td> <td>77市町村 (19市23町35村)</td> <td>3 *H23は4人</td> <td>14 *H23は13人</td> <td></td> <td colspan="2">17</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="7">原則として2年間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設立準備組織</td> <td>設立年月日</td> <td colspan="2">名 称</td> <td colspan="4">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>その他</td> <td colspan="3">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H22.4.1</td> <td colspan="2">長野県総務部行政改革課 地方税共同化準備室</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td colspan="2">税 目</td> <td colspan="2">料</td> <td colspan="3">その他(私債権等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方税の全税目 * 国民健康保険税は希望市町村のみ</td> <td colspan="2">国民健康保険料 * 希望市町村のみ</td> <td colspan="3">なし</td> </tr> </table>	組織名	静岡地方税滞納整理機構		組織形態	広域連合	設立年月日	平成20年1月15日		設立の端緒	税源移譲により、個人の市町村民税と県民税は合わせて平年度ベースで1,000億円を超え、滞納額の増加が見込まれることから、より効率的に滞納額を縮減するためには、市町と県が連携して滞納整理に取り組むことが極めて効果的であるとの考えに立ち、平成18年度から地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合の設立に向けて、県と市町で具体的な調整、協議を進めた結果、平成19年10月に県とすべての市町の協議が整い、平成20年1月10日に総務大臣の設置許可を受けて、平成20年1月15日に広域連合「静岡地方税滞納整理機構」が発足した。 また、平成19年度から漸進的に税務事務の一元化を進める（漸進的一元化）方針で、県と市町が検討、協議を進め、協議の整った課税に係る税務研修事務、軽自動車関係税の申告書受付処理等事務について、平成22年度から広域連合で実施している。							業務概要	①構成団体から引受けた滞納事案に関する滞納処分事務 ②徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務 ③構成団体の職員に対する税務研修事務 ④軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報告書の受付、審査、保管等事務							組織構成 (人員体制)	市町村数			構成人員				参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計			23市12町	23市12町	3人	14人	13人	30人		派遣期間	原則2年							設立準備組織	設立年月日	名 称		構成人員					県	市町村	その他	計			H17. 3	地方税一元化あり方検討会		8	6	2	14	H18. 7	地方税一元化連絡会議		県・全市町村税務主管局部長					H19. 4	静岡地方税滞納整理機構設立準備会		同上				取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)			全税目		なし		なし			組織名	長野県地方税滞納整理機構		組織形態	広域連合	設立年月日	H22.12.27		設立の端緒	・H19年1月にボイス81(知事と市町村長との意見交換会)で長野市長から地方税の共同徴収について提案があり、同月、副知事から市町村課長、税務課長に対し、課税まで含めた地方税一元化の検討について指示がなされ、H20年度から全市町村と県で「地方税共同化検討委員会」を設置し検討を開始した。 ・その後2年間の検討の結果、徴収業務は喫緊の課題であり、準備期間が短期間で全団体が参加可能な形態が望ましいこと等から、大口困難案件の徴収業務の共同化を実施し、H23年度から業務開始を目指すことで合意した。 ・また、機構の業務開始3年後程度を目処に、共同化の効果や滞納の動向等を検証し、共同化の範囲拡大について検討・判断する。							業務概要	・長野県及び県内77の全市町村が参加 ・執行機関組織一連合長、副連合長、会計管理者(徴収第一課長が兼務)、事務局17人(県と市町村からの派遣職員で構成) 顧問3人(国税OB、警察OB、弁護士) ・市町村単独では処理困難な滞納事案1,000件を引き受け、滞納整理を行う。(県は市町村との重複案件を移管)							組織構成 (人員体制)	市町村数			構成人員				参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計			77市町村 (19市23町35村)	77市町村 (19市23町35村)	3 *H23は4人	14 *H23は13人		17		派遣期間	原則として2年間							設立準備組織	設立年月日	名 称		構成人員					県	市町村	その他	計				H22.4.1	長野県総務部行政改革課 地方税共同化準備室		7	5	1	13	取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)			地方税の全税目 * 国民健康保険税は希望市町村のみ		国民健康保険料 * 希望市町村のみ		なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>「これだけ投資すれば出来るかも知れない」という経費を算出できれば良いが、試算が大変だと思う。長野県は業者に委託して算出したようであるが、徴収システムの試算のみであり、課税システムの試算は行っていない。</li> <li>課税業務の共同化は、事務の効率化につながり、職員数は縮減できると思うが、初期投資額が現実的ではない金額である。このため、長期的な課題として検討結果を整理することが良いのではないか。</li> <li>課税システムは多額の経費がかかるが、システムに依存しない業務の連携について検討しても良いのではないか。</li> </ul> <p>&lt;固定資産税の評価及び不服審査業務の共同化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長野県では、固定資産評価審査委員会の共同設置を予定しているが、道においても固定資産評価委員会の共同処理は有効ではないか。もともと業務量はないが、不服申出があった場合、専門性が求められ、対応に苦慮すると思うので、そのための体制を新たな共同処理組織で構築することは意義がある。</li> <li>長野県では固定資産の評価の共同化について、慎重論もある状況だが、固定資産評価審査委員会の共同化の可能性は十分に考えられる。</li> <li>固定資産評価審査委員会は、稀に申出を受ける程度で、もともと業務量がないため、負担金を払ってまで町村が共同化に同意するかどうかは疑問である。その一方、全道組織にすることで、負担額を下げるという方法もあると思う。</li> <li>静岡県では、家屋評価の共同化について検討しているが、市町村以外のところで評価を行うと市町村が住民に対して評価内容を説明できなくなる場合があることから、否定的な意見もあるとのことであった。このため、統一的なマニュアルを作成したいとのことであった。</li> <li>愛知県では、不動産取得税に係る評価について、一定規模以上の建物の評価は一元化して行っていた。</li> </ul>
組織名	静岡地方税滞納整理機構		組織形態	広域連合	設立年月日	平成20年1月15日																																																																																																																																																																																																				
設立の端緒	税源移譲により、個人の市町村民税と県民税は合わせて平年度ベースで1,000億円を超え、滞納額の増加が見込まれることから、より効率的に滞納額を縮減するためには、市町と県が連携して滞納整理に取り組むことが極めて効果的であるとの考えに立ち、平成18年度から地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合の設立に向けて、県と市町で具体的な調整、協議を進めた結果、平成19年10月に県とすべての市町の協議が整い、平成20年1月10日に総務大臣の設置許可を受けて、平成20年1月15日に広域連合「静岡地方税滞納整理機構」が発足した。 また、平成19年度から漸進的に税務事務の一元化を進める（漸進的一元化）方針で、県と市町が検討、協議を進め、協議の整った課税に係る税務研修事務、軽自動車関係税の申告書受付処理等事務について、平成22年度から広域連合で実施している。																																																																																																																																																																																																									
業務概要	①構成団体から引受けた滞納事案に関する滞納処分事務 ②徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務 ③構成団体の職員に対する税務研修事務 ④軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報告書の受付、審査、保管等事務																																																																																																																																																																																																									
組織構成 (人員体制)	市町村数			構成人員																																																																																																																																																																																																						
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																																																																																																																																																				
	23市12町	23市12町	3人	14人	13人	30人																																																																																																																																																																																																				
派遣期間	原則2年																																																																																																																																																																																																									
設立準備組織	設立年月日	名 称		構成人員																																																																																																																																																																																																						
		県	市町村	その他	計																																																																																																																																																																																																					
	H17. 3	地方税一元化あり方検討会		8	6	2	14																																																																																																																																																																																																			
	H18. 7	地方税一元化連絡会議		県・全市町村税務主管局部長																																																																																																																																																																																																						
	H19. 4	静岡地方税滞納整理機構設立準備会		同上																																																																																																																																																																																																						
取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)																																																																																																																																																																																																					
	全税目		なし		なし																																																																																																																																																																																																					
組織名	長野県地方税滞納整理機構		組織形態	広域連合	設立年月日	H22.12.27																																																																																																																																																																																																				
設立の端緒	・H19年1月にボイス81(知事と市町村長との意見交換会)で長野市長から地方税の共同徴収について提案があり、同月、副知事から市町村課長、税務課長に対し、課税まで含めた地方税一元化の検討について指示がなされ、H20年度から全市町村と県で「地方税共同化検討委員会」を設置し検討を開始した。 ・その後2年間の検討の結果、徴収業務は喫緊の課題であり、準備期間が短期間で全団体が参加可能な形態が望ましいこと等から、大口困難案件の徴収業務の共同化を実施し、H23年度から業務開始を目指すことで合意した。 ・また、機構の業務開始3年後程度を目処に、共同化の効果や滞納の動向等を検証し、共同化の範囲拡大について検討・判断する。																																																																																																																																																																																																									
業務概要	・長野県及び県内77の全市町村が参加 ・執行機関組織一連合長、副連合長、会計管理者(徴収第一課長が兼務)、事務局17人(県と市町村からの派遣職員で構成) 顧問3人(国税OB、警察OB、弁護士) ・市町村単独では処理困難な滞納事案1,000件を引き受け、滞納整理を行う。(県は市町村との重複案件を移管)																																																																																																																																																																																																									
組織構成 (人員体制)	市町村数			構成人員																																																																																																																																																																																																						
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																																																																																																																																																				
	77市町村 (19市23町35村)	77市町村 (19市23町35村)	3 *H23は4人	14 *H23は13人		17																																																																																																																																																																																																				
派遣期間	原則として2年間																																																																																																																																																																																																									
設立準備組織	設立年月日	名 称		構成人員																																																																																																																																																																																																						
		県	市町村	その他	計																																																																																																																																																																																																					
	H22.4.1	長野県総務部行政改革課 地方税共同化準備室		7	5	1	13																																																																																																																																																																																																			
取扱税目等	税 目		料		その他(私債権等)																																																																																																																																																																																																					
	地方税の全税目 * 国民健康保険税は希望市町村のみ		国民健康保険料 * 希望市町村のみ		なし																																																																																																																																																																																																					

# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																																																																														
<b>共同処理の業務範囲（つづき）</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">組織名</td> <td style="width: 30%;">徳島県市町村総合事務組合</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td style="width: 10%;">一部事務組合</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td style="width: 15%;">H18.4.1</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="5">                     ①H17. 2 知事から1年間で設置の指示（茨城県、三重県は2年間）                      ②H17. 4 税務課と市町村課が協議し、既存の一部事務組合を活用する方向で知事に報告                      ③H17. 4 県下を5ブロックに分けて、各市町村税務課へ説明                      ④H17. 5 「知事・市町村長会議」における知事から設置の提案                      ⑤H17. 6～「設立検討会」の開催など（5回）                      ⑥H17. 12 市町村における議決（共同処理することの議決）                      ⑦H18. 2 徳島県市町村総合事務組合の規約の改正に係る県知事の許可（共同処理をする事務の追加）                      ⑧H18. 4 開所式                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="5">                     ・移管された事案に係る市町村税の徴収及び滞納処分                      ・滞納処分の執行停止または不納欠損処分をすることについての判定事務                      ・関係市町村の職員に対する滞納整理に関する特別研修                 </td> </tr> <tr> <td>組織構成（人員体制）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市町村数</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">参画市町村</td> <td style="text-align: center;">県内市町村</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設立準備組織</td> <td style="text-align: center;">設立年月日</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td style="text-align: center;">税 目</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他（私債権等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地方税法第5条各項に規定する市町村税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	組織名	徳島県市町村総合事務組合	組織形態	一部事務組合	設立年月日	H18.4.1	設立の端緒	①H17. 2 知事から1年間で設置の指示（茨城県、三重県は2年間） ②H17. 4 税務課と市町村課が協議し、既存の一部事務組合を活用する方向で知事に報告 ③H17. 4 県下を5ブロックに分けて、各市町村税務課へ説明 ④H17. 5 「知事・市町村長会議」における知事から設置の提案 ⑤H17. 6～「設立検討会」の開催など（5回） ⑥H17. 12 市町村における議決（共同処理することの議決） ⑦H18. 2 徳島県市町村総合事務組合の規約の改正に係る県知事の許可（共同処理をする事務の追加） ⑧H18. 4 開所式					業務概要	・移管された事案に係る市町村税の徴収及び滞納処分 ・滞納処分の執行停止または不納欠損処分をすることについての判定事務 ・関係市町村の職員に対する滞納整理に関する特別研修					組織構成（人員体制）	市町村数		構成人員					参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計		24	24	2	4	5	11	派遣期間	2年					設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員						県	市町村	その他	計								取扱税目等	税 目	料	その他（私債権等）				地方税法第5条各項に規定する市町村税						
	組織名	徳島県市町村総合事務組合	組織形態	一部事務組合	設立年月日	H18.4.1																																																																										
設立の端緒	①H17. 2 知事から1年間で設置の指示（茨城県、三重県は2年間） ②H17. 4 税務課と市町村課が協議し、既存の一部事務組合を活用する方向で知事に報告 ③H17. 4 県下を5ブロックに分けて、各市町村税務課へ説明 ④H17. 5 「知事・市町村長会議」における知事から設置の提案 ⑤H17. 6～「設立検討会」の開催など（5回） ⑥H17. 12 市町村における議決（共同処理することの議決） ⑦H18. 2 徳島県市町村総合事務組合の規約の改正に係る県知事の許可（共同処理をする事務の追加） ⑧H18. 4 開所式																																																																															
業務概要	・移管された事案に係る市町村税の徴収及び滞納処分 ・滞納処分の執行停止または不納欠損処分をすることについての判定事務 ・関係市町村の職員に対する滞納整理に関する特別研修																																																																															
組織構成（人員体制）	市町村数		構成人員																																																																													
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																										
	24	24	2	4	5	11																																																																										
派遣期間	2年																																																																															
設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員																																																																													
			県	市町村	その他	計																																																																										
取扱税目等	税 目	料	その他（私債権等）																																																																													
	地方税法第5条各項に規定する市町村税																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">組織名</td> <td style="width: 30%;">和歌山地方税回収機構</td> <td style="width: 10%;">組織形態</td> <td style="width: 10%;">一部事務組合</td> <td style="width: 10%;">設立年月日</td> <td style="width: 15%;">H18.4.1</td> </tr> <tr> <td>設立の端緒</td> <td colspan="5">                     平成16年度実績で本県市町村の徴収率は、86.3%と全国46位となっており、滞納額は、約178億円にのぼり、5年連続で市町村税の徴収率が全国ワースト2位だった。                      背景として、市町村では、                      ①徴収専門職員の不足（不在）                      ②人事異動等により徴収の専門知識・ノウハウが蓄積されない                      ③滞納者との距離が近く、差押処分がやりづらい                      ④行政への不満等による滞納事由から差押処分がやりづらいなどがあった。                      また、平成17年2月に県と市町村の間において、自立的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として「和歌山県・市町村連携会議」が設立され、その中で地方税収の確保に関する諸問題について協議するために、市町村の地域代表と県とで構成する「税収確保小委員会」が開催され、そこでの議論により広域の滞納整理組合設立に関する研究会が設置されることが決定した。                      その研究会での検討の結果をふまえ、各市町村の意向も確認し、平成18年4月設立の方向が合意された。                 </td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="5">                     ・県内全市町村が参加                      ・組織については別紙組織図参照                      ・滞納税額が大きな滞納整理困難事案から順に引受け、差押等の滞納処分を行う。                 </td> </tr> <tr> <td>組織構成（人員体制）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">市町村数</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">参画市町村</td> <td style="text-align: center;">県内市町村</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9市20町1村</td> <td style="text-align: center;">9市20町1村</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">9名</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">18名</td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td colspan="5">市町村職員は原則2年、県は2年～3年 なお、上記の構成人員には含めていないが、平成19年度から短期スタッフとして原則3ヶ月の市町村からの職員派遣が年間延べ8名程度あります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設立準備組織</td> <td style="text-align: center;">設立年月日</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構成人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H17.5.16</td> <td style="text-align: center;">滞納整理組合設立に関する研究会（注 別添設立経過参照）</td> <td style="text-align: center;">8名</td> <td style="text-align: center;">11名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取扱税目等</td> <td style="text-align: center;">税 目</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他（私債権等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市町村民税の全税目（個人道民税相当額、国民健康保険税を含む）</td> <td style="text-align: center;">国民健康保険料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table>	組織名	和歌山地方税回収機構	組織形態	一部事務組合	設立年月日	H18.4.1	設立の端緒	平成16年度実績で本県市町村の徴収率は、86.3%と全国46位となっており、滞納額は、約178億円にのぼり、5年連続で市町村税の徴収率が全国ワースト2位だった。 背景として、市町村では、 ①徴収専門職員の不足（不在） ②人事異動等により徴収の専門知識・ノウハウが蓄積されない ③滞納者との距離が近く、差押処分がやりづらい ④行政への不満等による滞納事由から差押処分がやりづらいなどがあった。 また、平成17年2月に県と市町村の間において、自立的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として「和歌山県・市町村連携会議」が設立され、その中で地方税収の確保に関する諸問題について協議するために、市町村の地域代表と県とで構成する「税収確保小委員会」が開催され、そこでの議論により広域の滞納整理組合設立に関する研究会が設置されることが決定した。 その研究会での検討の結果をふまえ、各市町村の意向も確認し、平成18年4月設立の方向が合意された。					業務概要	・県内全市町村が参加 ・組織については別紙組織図参照 ・滞納税額が大きな滞納整理困難事案から順に引受け、差押等の滞納処分を行う。					組織構成（人員体制）	市町村数		構成人員					参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計		9市20町1村	9市20町1村	4名	9名	5名	18名	派遣期間	市町村職員は原則2年、県は2年～3年 なお、上記の構成人員には含めていないが、平成19年度から短期スタッフとして原則3ヶ月の市町村からの職員派遣が年間延べ8名程度あります。					設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員						県	市町村	その他	計		H17.5.16	滞納整理組合設立に関する研究会（注 別添設立経過参照）	8名	11名		19名	取扱税目等	税 目	料	その他（私債権等）				市町村民税の全税目（個人道民税相当額、国民健康保険税を含む）		国民健康保険料	なし			
組織名	和歌山地方税回収機構	組織形態	一部事務組合	設立年月日	H18.4.1																																																																											
設立の端緒	平成16年度実績で本県市町村の徴収率は、86.3%と全国46位となっており、滞納額は、約178億円にのぼり、5年連続で市町村税の徴収率が全国ワースト2位だった。 背景として、市町村では、 ①徴収専門職員の不足（不在） ②人事異動等により徴収の専門知識・ノウハウが蓄積されない ③滞納者との距離が近く、差押処分がやりづらい ④行政への不満等による滞納事由から差押処分がやりづらいなどがあった。 また、平成17年2月に県と市町村の間において、自立的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として「和歌山県・市町村連携会議」が設立され、その中で地方税収の確保に関する諸問題について協議するために、市町村の地域代表と県とで構成する「税収確保小委員会」が開催され、そこでの議論により広域の滞納整理組合設立に関する研究会が設置されることが決定した。 その研究会での検討の結果をふまえ、各市町村の意向も確認し、平成18年4月設立の方向が合意された。																																																																															
業務概要	・県内全市町村が参加 ・組織については別紙組織図参照 ・滞納税額が大きな滞納整理困難事案から順に引受け、差押等の滞納処分を行う。																																																																															
組織構成（人員体制）	市町村数		構成人員																																																																													
	参画市町村	県内市町村	県	市町村	その他	計																																																																										
	9市20町1村	9市20町1村	4名	9名	5名	18名																																																																										
派遣期間	市町村職員は原則2年、県は2年～3年 なお、上記の構成人員には含めていないが、平成19年度から短期スタッフとして原則3ヶ月の市町村からの職員派遣が年間延べ8名程度あります。																																																																															
設立準備組織	設立年月日	名 称	構成人員																																																																													
			県	市町村	その他	計																																																																										
	H17.5.16	滞納整理組合設立に関する研究会（注 別添設立経過参照）	8名	11名		19名																																																																										
取扱税目等	税 目	料	その他（私債権等）																																																																													
	市町村民税の全税目（個人道民税相当額、国民健康保険税を含む）		国民健康保険料	なし																																																																												

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>共同処理の税目</b> </div> <p>①共同処理が可能な税目は？</p> <p>②電算システムの統合を要する場合、技術的な難易度は？ 解決できる範囲内の難易度か？</p> <p>③統合を行うことによる利点と統合に要する費用(経費)を比較衡量するかどうか？</p>	<p style="text-align: right;">(参考：長野県の検討資料)</p> <p><b>[業務全体を共同化するためには、電算システムの統合等が必要な税目]</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村税</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">道 税 (?)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 個人市町村民税  <input type="checkbox"/> 固定資産税  <input type="checkbox"/> 軽自動車税  <input type="checkbox"/> 法人市町村民税  <input type="checkbox"/> 都市計画税                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 個人道民税  <input type="checkbox"/> 個人事業税  <input type="checkbox"/> 法人道民税  <input type="checkbox"/> 法人事業税  <input type="checkbox"/> 自動車税  <input type="checkbox"/> 自動車取得税  <input type="checkbox"/> 道たばこ税                 <div style="float: right; text-align: left;"> <input type="checkbox"/> 不動産取得税  <input type="checkbox"/> 鉱区税  <input type="checkbox"/> 軽油引取税  <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税  <input type="checkbox"/> 狩猟税  <input type="checkbox"/> 固定資産税                      (特例分)                 </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <b>上記のうち、電算システムの統合をしなくても共同化等が可能な業務</b> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村税</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">道 税 (?)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 個人市町村民税                      ・特別徴収推進の取組  <input type="checkbox"/> 固定資産税                      ・家屋評価                      ・償却資産の申告処理及び調査                      ・固定資産評価審査委員会                      ・市町村と法務局間の電子媒体による通知                      ・航空写真撮影  <input type="checkbox"/> 軽自動車税                      ・申告内容の電子データ化  <input type="checkbox"/> 法人市町村民税                      ・未登録・不申告法人調査                      ・法人台帳の突合等                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 個人道民税                      ・特別徴収推進の取組  <input type="checkbox"/> 不動産取得税                      ・家屋評価   <input type="checkbox"/> 法人道民税                      ・未登録・不申告法人調査                      ・法人台帳の突合等                 </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>[電算システムを使用していない税目]</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村税</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">道 税 (?)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税  <input type="checkbox"/> 鉱産税                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 入湯税  <input type="checkbox"/> 事業所税  <div style="text-align: center;">—</div> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>[共同化になじまない税目 (課税事務がない)]</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村税</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">道 税 (?)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 特別土地保有税                      (H15年度以降、新たな課税はない)                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 地方消費税                      (賦課徴収事務がない)                 </td> </tr> </tbody> </table>	市町村税	道 税 (?)	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 都市計画税	<input type="checkbox"/> 個人道民税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 法人道民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> 自動車取得税 <input type="checkbox"/> 道たばこ税 <div style="float: right; text-align: left;"> <input type="checkbox"/> 不動産取得税  <input type="checkbox"/> 鉱区税  <input type="checkbox"/> 軽油引取税  <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税  <input type="checkbox"/> 狩猟税  <input type="checkbox"/> 固定資産税                      (特例分)                 </div>	市町村税	道 税 (?)	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税 ・特別徴収推進の取組 <input type="checkbox"/> 固定資産税 ・家屋評価 ・償却資産の申告処理及び調査 ・固定資産評価審査委員会 ・市町村と法務局間の電子媒体による通知 ・航空写真撮影 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 ・申告内容の電子データ化 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 ・未登録・不申告法人調査 ・法人台帳の突合等	<input type="checkbox"/> 個人道民税 ・特別徴収推進の取組 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 ・家屋評価  <input type="checkbox"/> 法人道民税 ・未登録・不申告法人調査 ・法人台帳の突合等	市町村税	道 税 (?)	<input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税	<input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <div style="text-align: center;">—</div>	市町村税	道 税 (?)	<input type="checkbox"/> 特別土地保有税 (H15年度以降、新たな課税はない)	<input type="checkbox"/> 地方消費税 (賦課徴収事務がない)	<p>※徴収業務については、対滞納者という観点から考えると、あまり税目は気にする必要はない。(H23.1.20)</p> <p>※道税と市町村税の共同処理を行う場合、道税側は自動車税以外の一般税とリンクさせた方が良い。 (現行でも自動車税と一般税を別々な部門で処理している) (H23.1.20)</p> <p>※課税業務の共同処理は、電算システムの統合という根本的な問題があるが、京都府のように標準化に取り組んでいるところもあるので、訪問調査時に実態を確認した上で、検討を行う。 (H23.1.20)</p>
市町村税	道 税 (?)																	
<input type="checkbox"/> 個人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 都市計画税	<input type="checkbox"/> 個人道民税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 法人道民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> 自動車取得税 <input type="checkbox"/> 道たばこ税 <div style="float: right; text-align: left;"> <input type="checkbox"/> 不動産取得税  <input type="checkbox"/> 鉱区税  <input type="checkbox"/> 軽油引取税  <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税  <input type="checkbox"/> 狩猟税  <input type="checkbox"/> 固定資産税                      (特例分)                 </div>																	
市町村税	道 税 (?)																	
<input type="checkbox"/> 個人市町村民税 ・特別徴収推進の取組 <input type="checkbox"/> 固定資産税 ・家屋評価 ・償却資産の申告処理及び調査 ・固定資産評価審査委員会 ・市町村と法務局間の電子媒体による通知 ・航空写真撮影 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 ・申告内容の電子データ化 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 ・未登録・不申告法人調査 ・法人台帳の突合等	<input type="checkbox"/> 個人道民税 ・特別徴収推進の取組 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 ・家屋評価  <input type="checkbox"/> 法人道民税 ・未登録・不申告法人調査 ・法人台帳の突合等																	
市町村税	道 税 (?)																	
<input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税	<input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <div style="text-align: center;">—</div>																	
市町村税	道 税 (?)																	
<input type="checkbox"/> 特別土地保有税 (H15年度以降、新たな課税はない)	<input type="checkbox"/> 地方消費税 (賦課徴収事務がない)																	

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況								
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <b>国保税（料）の取扱い</b> </div> <p>①国が進めている制度改革の検討動向は？</p> <p>②共同処理を行う方向で検討を進めて良いか？</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>広域処理の事例</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■後志広域連合（岩内・寿都・余市・小樽を除く後志管内の市町村）→ 滞納対策を実施済</li> <li>■大雪広域連合（東川・美瑛・東神楽）</li> <li>■空知中部広域連合（歌志内・奈井江・上砂川・浦臼・新十津川・雨竜）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><b>市町村のニーズ</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国民健康保険税（料）は、滞納事案に占める割合が高いことから、多くの市町村から、国民健康保険税（料）の徴収に係る共同化の要望を受けている。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><b>課題点</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>①課税面 市町村ごとに異なる、複雑な標準基礎課税総額算出作業</li> <li>②徴収面 課税(国保)担当課との税額変更などの調整、優先順位が「税」に劣後すること、消滅時効が2年であり、税（5年）と比較して短い。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><b>方向性</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■共同処理を行う方向で検討を進めていく。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>広域処理の事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■後志広域連合（岩内・寿都・余市・小樽を除く後志管内の市町村）→ 滞納対策を実施済</li> <li>■大雪広域連合（東川・美瑛・東神楽）</li> <li>■空知中部広域連合（歌志内・奈井江・上砂川・浦臼・新十津川・雨竜）</li> </ul>	<b>市町村のニーズ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国民健康保険税（料）は、滞納事案に占める割合が高いことから、多くの市町村から、国民健康保険税（料）の徴収に係る共同化の要望を受けている。</li> </ul>	<b>課題点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①課税面 市町村ごとに異なる、複雑な標準基礎課税総額算出作業</li> <li>②徴収面 課税(国保)担当課との税額変更などの調整、優先順位が「税」に劣後すること、消滅時効が2年であり、税（5年）と比較して短い。</li> </ul>	<b>方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■共同処理を行う方向で検討を進めていく。</li> </ul>	<p>※次のとおり、意見交換を行った。 (H23.3.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内の収納率は、全国に比べて低い が、少しずつ差は縮まっており、H 21には全国平均を上回った。収納 率が低いのは、医療費が高いため。 最近の収納率向上の理由は、道内全 体の約1/3を占める札幌市の収納率 が向上したためである。</li> <li>・市町村では、以前は滞納整理をほと んどやっていたが、最近は、 生命保険や預金の差押えを行って いるところもあり、その効果もある。</li> <li>・後期高齢者医療制度の見直しにつ いては、道内で約50万人が後期高 齢者制度から国保へ戻ることにな るが、保険料の算定方式もまだわか らない状況。</li> <li>・現年の収納率が悪い場合、調整交付 金の交付額に影響するこれまでの取 扱は、道において国民健康保険広域 化等支援方針を策定したため、な くなる予定。しかし、調整交付金自 体は存続する。</li> <li>・広域化等支援方針は、現在のところ、 道が市町村の広域化を調整してい くという程度の内容。</li> <li>・調整交付金の新たなメニュー化は、 不可能なことではないが、全体の金 額を増やすことが困難であるため、 他のメニューを削らないと難しい。</li> <li>・制度全体の見直しにより、財政運営 が都道府県となった場合であつ ても、賦課・徴収は市町村が担うこ とになると思われる。</li> </ul>
<b>広域処理の事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■後志広域連合（岩内・寿都・余市・小樽を除く後志管内の市町村）→ 滞納対策を実施済</li> <li>■大雪広域連合（東川・美瑛・東神楽）</li> <li>■空知中部広域連合（歌志内・奈井江・上砂川・浦臼・新十津川・雨竜）</li> </ul>									
<b>市町村のニーズ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国民健康保険税（料）は、滞納事案に占める割合が高いことから、多くの市町村から、国民健康保険税（料）の徴収に係る共同化の要望を受けている。</li> </ul>									
<b>課題点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①課税面 市町村ごとに異なる、複雑な標準基礎課税総額算出作業</li> <li>②徴収面 課税(国保)担当課との税額変更などの調整、優先順位が「税」に劣後すること、消滅時効が2年であり、税（5年）と比較して短い。</li> </ul>									
<b>方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■共同処理を行う方向で検討を進めていく。</li> </ul>									

# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況
<div data-bbox="186 233 675 285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共同処理の効果</div> <p>①定性効果は？</p> <p>②定量効果は？ ・市町村に連携の意義を認識させるためには、最も重要な要素。どのような手法により算出するか？</p>	<div data-bbox="721 233 2041 894"> <p><b>定性効果</b></p> <p>①<b>徴収率の向上と滞納事案の圧縮</b> 職員の徴収技術の向上と専門知識が高まることで、徴収率が向上し、滞納事案の圧縮が期待される。</p> <p>②<b>専門性の向上と事務の効率化</b> 特に固定資産税と不動産取得税といった税目では、専門性の向上とそれに伴う事務の効率化が期待される。</p> <p>③<b>道税と市町村税での課税データの共有</b> 法人道民税・法人事業税の申告データを法人市町村民税の課税データとして活用することも可能となる。 ※住民税（均等割）の非課税要件（所得基準）等が一律でないため、事務処理が煩雑。</p> <p>④<b>電子申告等による関連業務の事務量の縮減</b> 電子申告等が普及することで、課税事務の事務量縮減が期待される。</p> <p>⑤<b>納税者の利便性向上</b> 申告窓口の一元化とコンビニ収納等の促進により、納税者の利便性の向上が期待される。 ※異なったシステムを共通のものに変更しなければならず、膨大な初期投資が必要となる。</p> <p><b>定量効果</b></p> <p>①<b>職員数の削減による人件費の縮減</b> 職員数の削減とそれに伴う人件費の縮減が期待される。 ※課税権や還付事務などは、各自治体のコア業務であり、最低限の人員配置は必要となる。</p> <p>②<b>事務管理などコスト縮減</b> システム管理の合理化によるランニングコストの縮減などが期待される。</p> <p>③<b>増収効果</b> 職員の徴収技術の向上による徴収率向上により、増収効果が期待される。</p> </div> <p style="text-align: center;">〔定量効果の算出パターン（WG検討案）〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="790 1107 1382 1802" style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0e6e6;"> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">課税</h2> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; background-color: #d9534f; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">A システム統合</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; background-color: #7ed321; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">B システム統合を伴わない</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産評価委員会の共同設置</li> <li>・家屋評価業務の共同処理</li> <li>・軽自動車税の申告書のデータ化</li> </ul> </div> <div data-bbox="1421 1107 2014 1802" style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0e6e6;"> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">徴収</h2> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; background-color: #6a3d9a; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">A 大口徴収困難案件</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; background-color: #3498db; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">B 滞納繰越分</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; background-color: #f39c12; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;">C 現年課税の滞納滞納繰越分</div> </div> </div>	<p>※次のとおり、意見交換を行い、課税システムの構築による費用対効果、徴収の共同化による増収効果と職員削減効果の検討案を次回の会議までに作成し、それをベースに再度検討していくこととなった。（H23.3.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税と徴収を切り離して効果を考える方が良い。</li> <li>・徴収業務の共同化の定量効果を示す場合、長野県のように複数の案を設定した方が良いのではないかと。</li> <li>・課税と徴収を別々に効果を算出し、見せた方が良いと思う。</li> <li>・共同徴収システムの開発経費は、京都府では約1億円だが、静岡県では大口困難案件のみの引受けであるため約2,800万円で、市町村システムとのデータ連動はしていない。引受案件は、機構のフォーマットに入力をしてデータを取り込んでいる。このような内容であれば、比較的安価に導入できる。</li> <li>・長野県は、静岡県のシステムとほぼ同様のものを使っているので、静岡県よりもさらに安価で約2,200万円となっている。</li> <li>・京都府のように現年分まで範囲を広げるのであれば、現年分の収入状況が逐次、入ってくる必要があり、市町村のシステムとの連携は欠かせない。</li> <li>・道内の機構のシステムは、大口滞納案件の引受のため、機構内部だけのシステムを使用しており、収納情報を市町村に渡すのは紙でも良い。</li> <li>・大口滞納案件の引受であっても、引受件数が100件であればシステムを使わなくても良いが、1,000件になるとシステムが必要になると考えられる。</li> <li>・道内の機構毎に、システムの開発経費も異なっている状況。システム開発を外部に委託せず、職員が作成したソフトを活用しているケースもある。</li> <li>・効果を試算する際に、道税と市町村税の滞納者の重複数や率を把握したいと考えているが、現時点では難しい。特定の地域に絞ってデータを見ることも難しいのではないかと。</li> <li>・道税を含めた共同化を行う場合、京都型か静岡型のどちらかになると思う。京都のように全部やるのか、静岡のように市町村税との重複部分やめるのかを選ばなければならない。これはどちらかに絞った方が良い。</li> </ul>

## 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>共同処理組織のあり方</b></div> <p>①どのような組織形態及び規模を想定するか？</p> <p>②道の関わり方をどのように考えるか？</p> <p>③組織の人員配置は？</p> <p>④どのように組織を運営していくか？</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">検討区分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>基本的な認識</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化のメリット（課税・徴収の公平性確保、納税の利便性向上、納税者の権利救済、税収の確保、徴税コストの削減）を最大限に発揮できる組織とする。</li> <li>・共同処理を行う業務内容に適合した規模・体制とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>組織形態</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人組織（広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など）</li> <li>・任意組織</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>法人格の有無</b></td> <td> <p>&lt;有のケース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 行政処分の公権力の行使を伴うことを行う場合、法人格は必須</li> <li>+ 対外的な責任関係が明確化され、滞納者に対するアナウンス効果がより期待できる</li> <li>+ 組織の長や議会議員は選挙によって選出されるため、組織運営が民主的</li> </ul> <p>－ 設立までに時間と労力を要する</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>道の関わり</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理を行う業務範囲を勘案し、道はどのように関わるのが適切か。</li> <li>京都・静岡の例のように、道が共同組織に直接参画する方が良いか。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>人員配置</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの職員派遣方式 →人事ローテーションがあるため、強い組織が構築できないことが危惧</li> <li>・プロパー職員による方式 →強い組織を構築できる可能性を持つ反面、適切な人材確保が重要となる</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>組織運営費用</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の負担金による運営 →負担金はどの程度が適切か？</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	検討区分	内 容	<b>基本的な認識</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化のメリット（課税・徴収の公平性確保、納税の利便性向上、納税者の権利救済、税収の確保、徴税コストの削減）を最大限に発揮できる組織とする。</li> <li>・共同処理を行う業務内容に適合した規模・体制とする。</li> </ul>	<b>組織形態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人組織（広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など）</li> <li>・任意組織</li> </ul>	<b>法人格の有無</b>	<p>&lt;有のケース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 行政処分の公権力の行使を伴うことを行う場合、法人格は必須</li> <li>+ 対外的な責任関係が明確化され、滞納者に対するアナウンス効果がより期待できる</li> <li>+ 組織の長や議会議員は選挙によって選出されるため、組織運営が民主的</li> </ul> <p>－ 設立までに時間と労力を要する</p>	<b>道の関わり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理を行う業務範囲を勘案し、道はどのように関わるのが適切か。</li> <li>京都・静岡の例のように、道が共同組織に直接参画する方が良いか。</li> </ul>	<b>人員配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの職員派遣方式 →人事ローテーションがあるため、強い組織が構築できないことが危惧</li> <li>・プロパー職員による方式 →強い組織を構築できる可能性を持つ反面、適切な人材確保が重要となる</li> </ul>	<b>組織運営費用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の負担金による運営 →負担金はどの程度が適切か？</li> </ul>	
検討区分	内 容															
<b>基本的な認識</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化のメリット（課税・徴収の公平性確保、納税の利便性向上、納税者の権利救済、税収の確保、徴税コストの削減）を最大限に発揮できる組織とする。</li> <li>・共同処理を行う業務内容に適合した規模・体制とする。</li> </ul>															
<b>組織形態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人組織（広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など）</li> <li>・任意組織</li> </ul>															
<b>法人格の有無</b>	<p>&lt;有のケース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 行政処分の公権力の行使を伴うことを行う場合、法人格は必須</li> <li>+ 対外的な責任関係が明確化され、滞納者に対するアナウンス効果がより期待できる</li> <li>+ 組織の長や議会議員は選挙によって選出されるため、組織運営が民主的</li> </ul> <p>－ 設立までに時間と労力を要する</p>															
<b>道の関わり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理を行う業務範囲を勘案し、道はどのように関わるのが適切か。</li> <li>京都・静岡の例のように、道が共同組織に直接参画する方が良いか。</li> </ul>															
<b>人員配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの職員派遣方式 →人事ローテーションがあるため、強い組織が構築できないことが危惧</li> <li>・プロパー職員による方式 →強い組織を構築できる可能性を持つ反面、適切な人材確保が重要となる</li> </ul>															
<b>組織運営費用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の負担金による運営 →負担金はどの程度が適切か？</li> </ul>															



# 税務ワーキンググループの主要論点・検討状況

主 要 論 点	内 容	検 討 状 況											
<p><b>税外債権の取扱い</b></p> <p>①税の徴収ノウハウを活かし、市町村が苦慮している債権の回収を行うことは、意義が大きいのではないか？          ・千葉県船橋市では、租税のほか、国保料、介護保険料、保育料、下水道使用料等の公債権の徴収を一元化し、債権確保に取り組み（独自に滞納整理マニュアルを作成）、効果を上げている。</p> <p>②税の滞納者は、税外債権も滞納しているケースが多いのではないか。</p> <p>③市町村が滞納整理に苦慮している税外債権は？          ・公営住宅使用料          ・保育料</p>	<div data-bbox="864 260 1893 975" style="text-align: center;"> <p><b>債権の分類</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>公債権</b></p> <p>公法上の理由に基づき発生する債権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要としない</li> <li>・一定期間が経過すると自動的に債権が消滅</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>私債権</b></p> <p>私法上の理由に基づき発生する債権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の合意に基づいて発生し、債務不履行の場合には民法の規定が適用</li> <li>・時効を経過しても債権は直ちに消滅せず、債務者による時効の援用、または議会の議決による債権放棄が必要</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">滞納処分できるもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">民事執行手続きを要するもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">民事執行手続きを要するもの</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">自力執行権なし</div> <div style="text-align: center;"> <p><b>裁判所</b></p> <p style="font-size: small;">債務名義（裁判所の確定判決など、国が強制執行できると認めた証明文書）のない債権については、裁判所に対して支払督促の申立等により債務者の履行を請求し、それでも納付がない場合には、裁判所の訴訟手続きを経て、債務名義を取得した上で、強制執行を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">自力執行権なし</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><b>強制執行</b></p> </div> </div> <div data-bbox="864 1062 1852 1719" style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公債権・私債権の区分</th> <th style="width: 45%;">債権区分</th> <th style="width: 40%;">滞納処分等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公債権</td> <td style="font-size: small;">分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入 〔地方自治法附則第6条で定める使用料〕</td> <td style="font-size: small;">「地方税の滞納処分等の例」により処分することができる</td> </tr> <tr> <td> <p style="font-size: small;">①港湾法（入港料など）                      ②土地改良法（土地改良事業清算金など）                      ③下水道法（下水道使用料）                      ④漁港漁場整備法（占用料など）</p> <p style="font-size: small;">その他、個別の法律で定められている使用料等</p> <p style="font-size: small;">①地方税（地方税法）                      ②国民健康保険料（国民健康保険法）                      ③保育料など（児童福祉法）                      ④河川敷使用料（河川法）                      ⑤行政代執行費用（行政代執行費用）                      ⑥土地区画整理事業清算金（土地区画整理法）                      ⑦道路占有料など（道路法） など</p> </td> <td style="font-size: small;">国税又は地方税の滞納処分等の例により処分することができる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">私債権</td> <td> <p style="font-size: small;">個別の法律で定められていない使用料、手数料、その他地方団体の歳入</p> <p style="font-size: small;">住宅使用料、公園使用料、体育館使用料など</p> <p style="font-size: small;">母子寡婦福祉資金貸付金などの各種貸付金、土地賃貸料、給水量（下水道）、診療報酬患者負担分 など</p> </td> <td style="font-size: small;">「支払督促」など法的手続 ↓ 「債務名義」の取得 ↓ 強制執行</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1907 1014 1989 1806" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>法的処分を伴わない範囲の催告業務は、税の徴収ノウハウを活用した共同処理により、債権回収効果が期待できるのではないか</p> </div>	公債権・私債権の区分	債権区分	滞納処分等の取扱い	公債権	分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入 〔地方自治法附則第6条で定める使用料〕	「地方税の滞納処分等の例」により処分することができる	<p style="font-size: small;">①港湾法（入港料など）                      ②土地改良法（土地改良事業清算金など）                      ③下水道法（下水道使用料）                      ④漁港漁場整備法（占用料など）</p> <p style="font-size: small;">その他、個別の法律で定められている使用料等</p> <p style="font-size: small;">①地方税（地方税法）                      ②国民健康保険料（国民健康保険法）                      ③保育料など（児童福祉法）                      ④河川敷使用料（河川法）                      ⑤行政代執行費用（行政代執行費用）                      ⑥土地区画整理事業清算金（土地区画整理法）                      ⑦道路占有料など（道路法） など</p>	国税又は地方税の滞納処分等の例により処分することができる	私債権	<p style="font-size: small;">個別の法律で定められていない使用料、手数料、その他地方団体の歳入</p> <p style="font-size: small;">住宅使用料、公園使用料、体育館使用料など</p> <p style="font-size: small;">母子寡婦福祉資金貸付金などの各種貸付金、土地賃貸料、給水量（下水道）、診療報酬患者負担分 など</p>	「支払督促」など法的手続 ↓ 「債務名義」の取得 ↓ 強制執行	
公債権・私債権の区分	債権区分	滞納処分等の取扱い											
公債権	分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入 〔地方自治法附則第6条で定める使用料〕	「地方税の滞納処分等の例」により処分することができる											
	<p style="font-size: small;">①港湾法（入港料など）                      ②土地改良法（土地改良事業清算金など）                      ③下水道法（下水道使用料）                      ④漁港漁場整備法（占用料など）</p> <p style="font-size: small;">その他、個別の法律で定められている使用料等</p> <p style="font-size: small;">①地方税（地方税法）                      ②国民健康保険料（国民健康保険法）                      ③保育料など（児童福祉法）                      ④河川敷使用料（河川法）                      ⑤行政代執行費用（行政代執行費用）                      ⑥土地区画整理事業清算金（土地区画整理法）                      ⑦道路占有料など（道路法） など</p>	国税又は地方税の滞納処分等の例により処分することができる											
私債権	<p style="font-size: small;">個別の法律で定められていない使用料、手数料、その他地方団体の歳入</p> <p style="font-size: small;">住宅使用料、公園使用料、体育館使用料など</p> <p style="font-size: small;">母子寡婦福祉資金貸付金などの各種貸付金、土地賃貸料、給水量（下水道）、診療報酬患者負担分 など</p>	「支払督促」など法的手続 ↓ 「債務名義」の取得 ↓ 強制執行											